新市建設計画

平成 15年3月 高田郡六町合併協議会

平成29年3月変更安 芸高田市

目 次

I 序論 ———————————————————————————————————	1
1 合併の必要性	•
2 計画策定の方針	3
(1)計画の趣旨	3
(2)計画の構成	3
(3)計画の期間	3
Ⅱ 新市の概況	5
1 新市の概況	5
(1)位置 ————————————————————————————————————	5
(2)地勢 ————————————————————————————————————	6
(3)気象	6
(4)人口・世帯数	6
2 新市の課題と発展ポテンシャル	7
(1)新市の課題	7
(2) 新市の発展ポテンシャル	9
3 住民の意向	11
Ⅲ 主要指標の見通し	13
1 人口	13
2 世帯数	13
Ⅳ 新市建設の基本方針	15
1 新市建設の基本理念	15
2 新市の将来像	16
(1) 将来像 ———————————————————————————————————	16
(2) 広域的な役割	17
3 新市建設の基本方針	18
4 土地利用及び地域構造	20
(1)土地利用	20
	22
① 拠点地区の構成と配置	22
② 地域軸の形成	20
5 地域別整備の方針	24
(1) 自然環境・交流ゾーン	
(2)集いと文化・歴史ゾーン	25
(3) 田園居住ゾーン	26

Ⅴ 新市の施策	 29
1 パートナーシップによるまちづくり	30
2 快適で賑わいのあるまちづくり ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	32
(1)定住と交流のネットワークづくり ――――――	32
(2)魅力ある拠点づくりの推進	35
(3)快適な生活環境の創出 ———————	36
(4)水と緑と歴史を生かした個性あるまちづくりの推進 ――――	38
3 心豊かで創造性に富んだまちづくり	39
(1)文化・スポーツ・レクリエーションの振興 ――――――	39
(2)生涯学習社会の形成 ————————————————————————————————————	40
(3)情報発信力の強化	42
4 人と環境にやさしいまちづくり	43
(1)人権が大切にされる地域社会の創造 ———————	43
(2)保健・医療・福祉のネットワークづくり ――――――	44
(3) 社会全体で支える福祉の充実	46
(4)子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり ―――――	48
(5) 環境と共生	50
5 多彩な生産と交流のまちづくり	51
(1)農林水産業の再生	
(2) 商工業の振興	54
(3) 新たな産業づくり	 55
(4) 交流ネットワークづくり	56
VI 効率的な行財政運営と広域行政の推進 ————————————————————————————————————	57
1 行財政運営の効率化	57
(1)行政運営の効率化	57
(2) 財政運営の効率化 ————————————————————————————————————	57
2 関係自治体等との交流・連携の推進	
(1)広域連携の強化	57
(2)国・県との連携強化 ————————————————————————————————————	58
Ⅲ 公共施設の統合整備	59
加 財政計画 ————————————————————————————————————	
1 前提条件	
2 歳入	 61
2 54	62

I 序論

1 合併の必要性

日常生活圏の拡大や高齢社会への対応等新たな行政課題に対応していくため、高田郡では 広域連合や一部事務組合を組織し、各種の広域連携事業を実施してきました。

しかし、地方分権の推進や国・地方の厳しい財政状況など市町村を取り巻く環境変化の中で、高田郡が抱える課題に的確に対処し、将来にわたって住民が安心して暮らし、活力と魅力ある地域を創造していくためには、こうした広域行政によって対応していくには限界があります。国と地方との新たな関係に対応した自治能力、政策立案・実行能力の向上や行財政基盤の強化、効率化など行政の変革を図り、広域的な視野に基づいて、一体的なまちづくりを推進していくことが必要となっています。

こうした背景を踏まえ、高田郡6町が合併を行う主たる必要性は次のように考えられます。

(1) 地方分権と新たなまちづくりへの対応

「住民に身近な行政は住民に身近な市町村で」という考え方のもと、地方分権が進んでいます。

地方分権は、市町村が地域の発展や住民の福祉の向上により大きな責任を持つことを求められており、市町村行政の総合性と専門性が大きく問われます。

地方分権は、自分たちの責任のもとで地域課題を克服する重点的施策の展開や個性ある 地域づくりを推進することが可能となりますが、そのためには、政策立案能力の向上や実 施体制の強化など地方分権の受け皿としての行政組織を強化していくことが必要です。

高田郡6町は、人口減少、少子・高齢化、地域経済の低迷化、都市・生活基盤整備の推進などの課題を抱え、今後、6町を取り巻く状況はより厳しさを増すことが予想されます。

地域間競争が激化する中で、こうした課題に的確に対応しながら、地方分権に対応した 個性豊かなまちづくりを推進していくためには、従来の発想や枠組みでは容易に対応でき ない状況になりつつあります。

合併によって行政組織を統合し、人的資源の効率的活用などを通じて行政組織や財政力を強化し、少子・高齢化などに対応した専門的で質の高い行政サービスの提供や安定した事業の推進、重点的な投資による基盤整備の推進や魅力ある施設の整備などを実現していくことが必要です。

また、合併によって、地域を一体化することにより、発展力や総合力を強化し、広域的な視点からまちづくりをより効果的に進め、魅力ある地域として定住・交流人口の増加を図るなど、地域の特性を生かした創意工夫のあるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 生活圏の一体化と多様な行政ニーズへの対応

交通網の整備等に伴い、住民の日常生活行動は広域化し、高田郡においても、通勤・通 学、買物、医療など広範な分野で、行政区域を越え、吉田町を中心に相互に関わり合った 地域社会が形成されています。こうした状況は今後、より強まることが予想され、実態に 応じたより幅広い視点からのまちづくりが求められています。

一方、時代の急激な変化に伴う高度情報化、地球環境問題、男女共同参画、国際化など、 新たな行政課題への対応が必要となっており、また、少子・高齢社会はその様相を強めて います。

高田郡6町では、このような状況に対応し、介護保険、消防・救急、廃棄物処理などの 事務・事業の広域行政を推進してきましたが、今後、行政ニーズはますます高度化、多様 化することが予想されます。

こうした状況に効果的かつ効率的に対応し、住民の期待に応えた利便性の高いサービスの提供を図り、高田郡6町が一体的に発展していくためには、合併によって、広い視野から一体的なまちづくりを行い、住民の多様な生活行動や地域の活発な都市活動を支える地域相互に連携のとれた施策の展開を図るとともに、専門的で質の高いサービスを提供できるよう財政力の強化やマンパワーの確保を図ることが必要です。

(3)厳しい財政状況への対応

高田郡6町の財政状況は、経常収支比率が80%を超えるなど財政の硬直化が進行し、また、住民1人当たりの地方債の残高は2000(平成12)年度で約82万円と県平均を大きく上回り、財政状況は厳しい状況にあります。

また、歳入に占める地方交付税の割合は、高田郡全体で43.0%を示し、地方交付税に依存した構造になっています。

しかし、国・地方を合わせた長期債務残高は、2002 (平成14) 年度末には約693兆円に達すると見込まれ、市町村を取り巻く行財政環境が一段と厳しさを増すなかで、これからは、国からの交付金等に依存することが難しいことが予想されます。

厳しい財政状況の中で、住民のニーズに応じた行政サービスを維持・向上していくためには、合併によって、スケールメリットを生かした業務の効率化、行政全体としての経営感覚やコスト意識など行政能力の向上を進め、効率的なサービス提供体制を構築するとともに、行政組織の統合による人件費の節減や重複投資の是正を図るなど、財政基盤を強化していくことが必要です。

2 計画策定の方針

(1)計画の趣旨

本計画は、吉田町、八千代町、美土里町、高宮町、甲田町及び向原町の合併後の新市のまちづくりを進めていくため、各町の総合計画の理念を尊重しつつ、新市建設の基本方針を定め、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより、6町の速やかな一体化を推進するとともに、それぞれの地域の個性を生かした新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

なお、詳細かつ具体的内容等については、新市において作成する基本構想、基本計画及 び実施計画に委ねるものとします。

(2)計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための「新市建設の基本方針」、基本方針の実現に向けた「新市の施策」及び「財政計画」等から構成します。

(3)計画の期間

本計画の期間は、2004(平成 16)年(合併の日)から2018(平成 30)年度の概ね15か年とします。

-	4	_	

Ⅱ 新市の概況

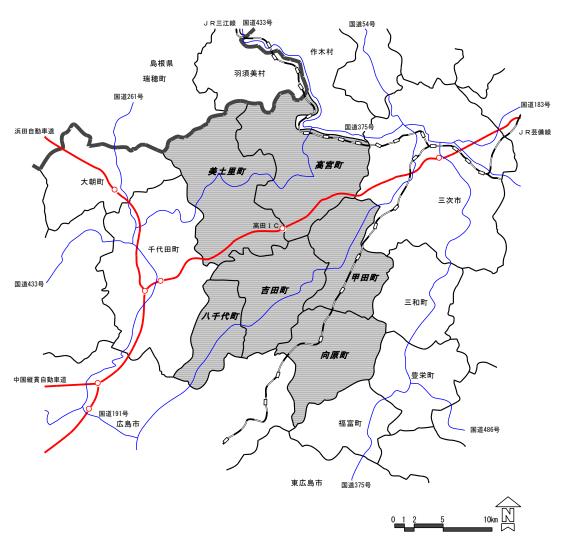
1 新市の概況

(1) 位置

新市は、広島県の中北部に位置し、北は双三郡作木村、島根県、南は広島市、賀茂郡福富町、東は三次市、双三郡三和町及び賀茂郡豊栄町、西は山県郡千代田町、大朝町に接しており、面積は538.17k㎡です。

新市は、中国縦貫自動車道が市内を横断し、一般国道 54 号・433 号、主要地方道広島三次線、吉田瑞穂線等の幹線道路が走っています。鉄道は、広島市と岡山県新見市を結ぶ J R 芸備線、三次市と島根県江津市を結ぶ J R 三江線が市内を通り、 J R 芸備線は 3 駅、 J R 三江線は 4 駅が設置されています。

■位置図



(2) 地勢

市域内は、急峻な山岳はみられませんが、鷹の巣山、大土山、犬伏山等大小さまざまな山に囲まれ、市域面積の約8割を森林が占め、小起伏の丘陵と小盆地が帯状に形成されています。

河川は、これらを縫って中央部を江の川が貫流し、北部は生田川、本村川が東流して江の川に注ぎ、南部は三篠川が西流して太田川に合流しており、こうした地形は、水と山々や田園の緑とが調和したこまやかで落ち着きのある景観を形成しています。

(3) 気象

気象は、中国山地内陸型の気候で、年平均気温は 13.8℃、年間降水量は 1,360mm (1992 (平成4)年~2001 (平成13)年の平均)、瀬戸内海沿岸に比べると、冬期の気温が低く、 夏期は比較的冷涼な山間特有の自然条件を有し、新市の北部は豪雪地帯に属しています。

(4)人口・世帯数

2000 (平成 12)年の国勢調査によると、新市の人口は、34,439 人、対 1995 (平成 7)年 3.9% の減少を示し、自然減少と社会減少が相まって人口の減少傾向が継続しています。

年齢 3 区分別人口の割合は、2000(平成 12)年、年少人口($0\sim14$ 歳)13.1%、生産年齢人口($15\sim64$ 歳)56.1%、老年人口(65 歳以上)30.8%で広島県平均 18.5% を 12.3 ポイント上回る高齢化が進行し、一方で少子化も進行しています。

世帯数は、2000 (平成 12) 年、11,952 世帯、1 世帯当たり人員は 2.88 人、広島県平均 2.62 人ほどではありませんが、少子化、核家族化が進行しています。

産業別就業人口割合は、2000 (平成 12) 年、第1次産業19.8%、第2次産業31.1%、第3次産業49.0%で広島県平均に比べると、第1次産業の割合が高いことが特徴です。

■人口・世帯数

(単位:人、世帯、%)

区分		1990(平	1990(平成2)年		1995(平成7)年		2000(平成 12)年	
<u> </u>	<u>ム</u> ガ		構成比		構成比		構成比	
人口		36, 115	100.0	35, 821	100.0	34, 439	100.0	
	0~14歳	5, 877	16. 3	5, 217	14.6	4, 497	13. 1	
	15~64 歳	21, 835	60.4	20, 759	57. 9	19, 335	56. 1	
	65 歳以上	8, 403	23.3	9, 845	27.5	10, 595	30.8	
世帯数	女	11, 505	-	11, 891	1	11, 952	_	
1 世帯	帯当たり人員	3. 14	-	3.01	1	2.88	_	
産業別	川就業者数	20, 816	100.0	20, 351	100.0	18, 684	100.0	
	第1次産業	4, 953	23.8	4, 455	21.9	3, 700	19.8	
	第2次産業	7,606	36. 5	6,826	33. 5	5, 811	31. 1	
	第3次産業	8, 235	39. 6	9, 047	44. 5	9, 153	49. 0	
	分類不能	22	0.1	23	0.1	20	0.1	

資料:国勢調査

2 新市の課題と発展ポテンシャル

(1)新市の課題

現状における新市の課題は、次のように整理されます。

- ① 人口減少、少子・高齢社会の進行への対応
- ② 地域経済の低迷への対応
- ③ 都市・生活基盤整備格差への対応
- ④ 地域の一体的な発展への対応
- ⑤ 脆弱な行財政基盤強化への対応

① 人口減少、少子・高齢社会の進行への対応

新市の将来人口の見通しは、2010(平成22)年31,510人、対2000(平成12)年8.5%の減で、人口減少が継続するものと考えられ、こうした人口減少に対応した地域社会の枠組みを構築するとともに、定住人口の増加に向けて、定住環境の整備を図ることが必要となっています。

また、少子・高齢化が一段と進行することが見込まれ、地域によっては、子どもたちの 声が聞こえない集落が急増するとともに、高齢化率が 40%を上回る超高齢社会となるこ とが予想されます。

こうした超少子・超高齢社会に対応し、保育事業の充実、子育て支援センターの設置等 子育て支援施策の充実、家庭や地域の教育力の向上や地域・保小中高連携等による特色と 魅力ある教育の推進、保健・医療・福祉の連携・サービス提供体制の強化、社会参加の促 進や生きがい対策の強化、担い手の確保、培った技術と文化の伝承など多様な施策の展開 を図っていくことが必要です。

② 地域経済の低迷への対応

新市の産業はバブル経済崩壊後の経済の低迷に相まって全般的に停滞傾向にあり、地域 産業の活性化を図ることが必要となっています。

農業は、兼業化が進む中で、農業従事者の高齢化や後継者不足が深刻化し、また、米価の低落や転作強化によって生産意欲が低下し、産業としての主導的な地位を失いつつあります。

商業は、吉田地域を中心とした商圏を形成していますが、地域外への購買力の流出が増加しており、最寄り商店の経営環境は厳しい状況です。

工業は、生産力、雇用力が低下し、新たな企業立地も難しい状況です。

観光は、多様な観光・レクリエーション資源を有していますが、周遊性や滞在性など面的、時間的な拡がりに欠けています。

こうした状況を踏まえ、特色ある農産物の供給体制の強化、安芸たかた広域ネットワークを活用した企業・研究機関等の誘致、交流人口140万人の活用と集客力の強化など広域的な取り組みを通じて地域経済活性化への対応を図ることが必要となっています。

また、高齢社会の中で、高齢者の技術と能力を十分に発揮させ、シルバーパワーによる

生産活動の展開による地域経済の活性化を図ることも必要です。

③ 都市・生活基盤整備格差への対応

住民生活を支える都市・生活基盤施設の整備状況は、公園、上水道、下水道を中心に広島県平均を下回り、また、市域内で整備水準に格差がみられます。

それぞれの地域の実状に応じて、拠点性や賑わいを支える都市基盤の整備や上・下水道 等生活インフラの整備などを計画的に進め、都市としてふさわしい基盤の整備や生活環境 の整備水準の格差是正を図ることが必要です。

④ 地域の一体的な発展への対応

新市は、地方中枢都市広島市と備北の中心都市三次市に隣接し、両都市の重層的な影響を受け、地域全体としての印象は必ずしも強くないのが実状です。

市域内についても、人口動態、高齢化の進行などの地域格差が顕在化しつつあるなど、 アンバランスな構図を抱えています。

また、人口規模や行政・商業・医療等の機能の集積状況からみて新市の中心拠点として 位置づけられる吉田地域についても、都市機能のストック水準はさほど高いとはいえませ ん

それぞれの地域の個性を生かしながら、均衡のとれた地域構造を形成し、一体的に発展していくため、適切な役割分担に基づいた機能拠点の整備、道路ネットワークの形成や利便性の高い公共交通の確保、情報ネットワークの形成など市域全体の一体化を支える基盤の整備を図ることが必要です。

⑤ 脆弱な行財政基盤強化への対応

財政状況は、財政の硬直化が進行するなど悪化しており、また、歳入に占める地方交付税の比率は43.0%で地方交付税に依存した構造となっています。

国と地方をあわせた借金の合計は、2002(平成14)年度末約693兆円になると見込まれ、今後は財政的に国からの交付金等に大きく依存することが難しい時代になることが予想されます。

限られた財源を有効に活用し、投資効果を最大限に引き出すよう、真に必要な施策の選択と効果を予測し、戦略的かつ重点的な投資を計画的に執行するとともに、行政全体として経営感覚やコスト意識を高め、効率的な事業運営を図ることが重要となっています。

行政体制については、一人が複数の業務を担当しており、また、多様化した施策分野に 応じた組織設置や職員の配置、保健師、土木・建築技師など十分な専門職の確保が難しい のが現状です。

地方分権の推進を踏まえ、行政組織の効率化と組織・人材の高度化、専門化を進め、行政能力を向上するとともに、効率的な行政運営を図っていくことが必要です。

ポテンシャル:潜在的な可能性。

(2) 新市の発展ポテンシャル

新市は、次のような発展ポテンシャルを有しており、新市の建設を契機とする地域の振興にあたっては、これらを積極的に活用していくことが重要です。

- ① 地方中枢都市広島市に隣接
- ② 交通利便性が比較的良好
- ③ 高速情報通信網の充実
- ④ 多品目で高品質な農産物の生産
- ⑤ 豊かな文化資産・芸能・スポーツ環境
- ⑥ 多様な観光・レクリエーション資源の立地
- ⑦ 緑と清流の自然環境

① 地方中枢都市広島市に隣接

新市は、地方中枢都市広島市に隣接し、交通条件も比較的良好で、約113万人の人口規模の広島市の存在は、生活・産業などあらゆる分野において新市に多大な影響力を有しています。

都市と農山村との相互連携・交流が求められる中で、広島市に隣接し、相互連携を図りやすい立地条件を有効に活用し、新市の特性を生かした双方向性の連携・交流による相乗効果を地域振興の多分野にわたって発揮していくことが必要です。

② 交通利便性が比較的良好

新市は、地方中枢都市広島市と備北地域の中心都市三次市の間にあって、中国縦貫自動車道、一般国道 54 号、JR芸備線等高速交通や鉄道など多様な交通手段が確保され、交通利便性は比較的良好です。

また、地域高規格道路東広島高田道路の整備により、高速交通へのアクセシビリティがより向上し、東広島市方面や広島空港とのアクセスの強化が見込まれます。

こうした交通利便性を有効に活用し、多様な交流の促進や、人口流入の受け皿、企業立地の促進など地域振興を誘発していくことが必要です。

③ 高速情報通信網の充実

新市においては、2001 (平成 13 年) 11 月、市内の学校及び公共施設 82 施設間を高速の光ファイバーで接続した「安芸たかた広域ネットワーク」の整備が完了しています。

こうした最先端のシステムの整備による地域のIT化を、地域コミュニティの促進、住民生活の利便性の向上及び都市部との情報格差の是正、定住基盤の強化や企業の立地等産業の活性化など情報化時代における地域の振興につなげていくことが必要です。

アクセシビリティ:近づきやすさ。接近する便利さ。

I T化: インターネット(世界中のコンピュータと文字、映像等を用いて多様な情報を自由に通信できる情報通信網)など双方向の情報通信技術の動き

④ 多品目で高品質な農産物の生産

新市では、北部を中心に畜産・野菜・果樹・花き・酒米等の特色ある農業が展開されています。稲作においては、県内有数の営農集団が結成され、また、青ねぎの水耕栽培や、アスパラガス、ブロッコリー、長なす等の産地形成が進みつつあります。

こうした実状を踏まえ、都市近郊の立地性を生かした、より市場性の高い農産物の安定 供給体制を構築し、新市の農業振興を推進していくことが必要です。

⑤ 豊かな文化資産・芸能・スポーツ環境

新市は、毛利氏を中心とした歴史的遺産や、神楽・花田植等の郷土芸能など地域特有の文化を継承し、また、サンフレッチェ広島や湧永製薬ハンドボールチームなど競技スポーツの拠点となっています。

真に豊かな生活志向のもと、文化・スポーツに対する関心が高まるなかで、多くの人々が個性ある文化・スポーツに親しみ、新たな文化を創造する地域づくりに向けて、こうした文化・スポーツ環境を地域づくりの原動力のひとつとして多様・有効に活用していくことが必要です。

⑥ 多様な観光・レクリエーション資源の立地

新市には、広島ニュージーランド村、土師ダムなど集客力のある観光・レクリエーション資源が立地し、近年では吉田サッカー公園、たかみや湯の森、湧永満之記念庭園、神楽門前湯治村などが整備され、県内でも有数の多様な施設が立地し、年間約140万人の人が訪れています。

これらの観光・レクリエーション資源や交流人口を生かし、広域ネットワーク形成などを通じて、活発な交流を促進していくとともに、農業など他産業への波及効果を高め、地域経済全体の活性化を促進していくことが必要です。

⑦ 緑と清流の自然環境

新市は、中国山地のなだらかな山々に囲まれた緑と清流の自然環境を有し、こうした自然環境は、潤いや安らぎのある生活をもたらすとともに、落ち着きのある景観を形成するなど農山村の魅力の大きな要素となっています。

自然志向が高まるなかで、こうした自然環境を保全、創造しながらこれらと調和した他のどこにもひけをとらない美しいまちづくりを進めることにより、都市住民の憩いの場としてより親しまれ、多くの人々が交流する地域としていくことが必要です。

3 住民の意向

「新市建設計画策定に係るアンケート調査」等を踏まえ、新市の建設に向けた住民の意向を整理すると次のとおりです。

【合併後のまちの姿】

○「保健・医療・福祉が充実した安心して住めるまち」が強く望まれ、次いで「企業誘致や 産業振興による若者の働く場が確保されたまち」、「交通の便や道路事情のよい利便性の高 いまち」が上位にあげられています。

生活の安心が確保されるとともに、若者定住のための就業の場が確保された交通利便性の 高いまちの実現が望まれています。

【まちづくりの重点施策】

- ○合併後のまちづくりにおいて、特に重点的に取り組むことについては、「高齢者・障害者施 策の充実」や「バス路線の維持・充実」、「幹線道路の整備」などが望まれています。
- ○道路・交通施策については、「一般国道 54 号可部バイパスの建設促進」、「生活バス路線の維持・充実」、保健・医療・福祉施策は「特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設の整備」、「保健・医療・福祉が連携したサービスの総合的な提供」が特に望まれています。また、住民主体のまちづくりについては「行政の情報公開の徹底」が強く望まれています。

【まちづくりの推進方向】

○新市のまちづくりの基本的な推進方向としては、「中心部だけが発展するのではなく、周辺部も住みやすくなるまちづくり」や「合併して良かったといえるまちの実現」、「6町の特色、個性を生かしたまちづくり」などを基本方針に、合併を契機に住民と行政が一体となってまちづくりを進めていくことが望まれています。

- 12 -	
--------	--

Ⅲ 主要指標の見通し

1 人口

2004 (平成 16) 年の合併を想定し、10 年後の 2013 (平成 25) 年における人口及び世帯数の目標を次のように設定します。

人口が減少している新市の将来人口は、このままのすう勢が継続すれば、2013(平成25)年、30,400人程度と推計されます。

広島県の人口は、2000 (平成 12) 年減少に転じ、今後は人口減少を基調として推移することが予想されています。

このような状況を考慮すると、本地域においても、将来的に人口増を見込むのは厳しい状況ですが、新市の誕生を契機として、広島市に隣接し、東広島市に近接した立地条件を生かし、交通条件や各種サービス提供機能の向上、生活環境の整備など定住条件のより一層の充実を図り、若者の定住や流入人口の増加を促進することとし、2013(平成25)年の人口の目標を35,000人とします。

2 世帯数

世帯数は核家族化の進行と流入人口の増加に伴い、増加し、2013 (平成 25) 年 13,700 世帯と設定します。

■人□・世帯数の見通し

区	分	1995 年 (平成 7 年)	2000年 (平成 12年)	2013 年 (平成 25 年)
人口	(人)	35, 821	34, 439	35, 000
世帯数	(世帯)	11, 891	11, 952	13, 700
1世帯当たり	の人員(人)	3. 01	2. 88	2. 55

資料:平成7、12年は国勢調査

- 14 -

Ⅳ 新市建設の基本方針

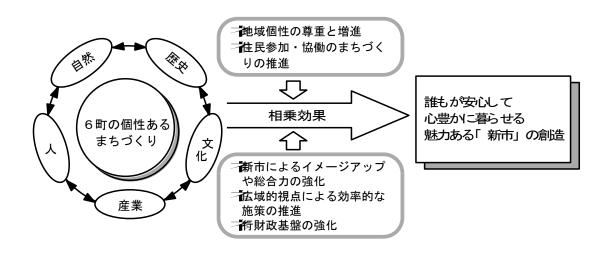
1 新市建設の基本理念

高田郡6町の合併による新市の誕生を契機として、新たなまちづくりを推進していくためには、6町それぞれがこれまで進めてきたまちづくりを基調としながら、「地域の一体化」と「地域全体の成長発展」という新たな視点からまちづくりに取り組んでいくことが重要です。新市によるイメージアップや総合力の強化、広域的な視点による効率的な施策の推進や行財政基盤の強化など、合併による効果を地域全体に波及し、合併による不安を出来る限り解消するまちづくりを基本に、住民参加と協働のまちづくりによって、それぞれの地域個性の尊重と増進を図りながら、相互の機能分担や連携により均衡のとれた地域整備を進めていくことが必要です。

そのためには、住民自治機能の拡充による住民主体のまちづくりを推進するとともに、地域の要望に的確に対応できるよう、支所機能等の充実に努めるなど、住民と行政がよきパートナーとして、その役割を明確にした協働関係を構築していくことが重要です。

以上のような考え方を基本として、新市の建設にあたっては、「参加」と「連携」を基軸に、 新市の自立性と活力を高め、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある「新市」の創造を目 指していくものとします。

■新市建設の基本的考え方



2 新市の将来像

(1) 将来像

新市の将来像を「人 輝く・安芸高田」とします。

新市の特徴である田園と山並みの豊かな緑、清流に囲まれた歴史と伝統のある落ち着きを生かしながら、都市的魅力と田園のやすらぎが共生した快適で潤いのある生活空間や「安心」と「ゆとり」を備えた住みやすさ、多様な働く場が確保された「安芸高田」らしさを創造し、ときが心地よく流れ、心ときめく暮らしの中で、住民一人ひとりが生き生きと輝き、暮らせる安芸高田市を目指します。

こうした将来像の実現を図り、新たな出会いによる新しいまちを自分のまちとして一人 ひとりが共有できるよう、そこに住む人の「自らの地域は自らの手で」とした活動と参加 に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進します。

「 人 輝く・安芸高田 」

~住民と行政が奏でる協働のまちづくりを目指して~

将来像を支えるまちづくりの基本目標として、次の3つを掲げ、新市の総力をあげてその実現を図ります。

地域の個性と魅力を創出し、誇りの持てるまちへ

新市の抱える豊かな歴史・文化資産、自然、田園生活等を新しい発想で見直し、再 創造することにより、それぞれの地域の個性を生かしながら「安芸高田」らしい個性 と魅力を創出し、住民一人ひとりが誇りと愛着を持って住むことができるまちの実現 を目指します。

人と自然が共生し、心豊かな暮らしを創造するまちへ

緑と清流の豊かな自然環境と共生しながら、潤いとやすらぎのある安全で快適な環境を創出し、住民一人ひとりが地域のなかで自立し、互いに支え合いながら心豊かに生活し、地域社会全体で次代を担う活力ある人材をはぐくむまちの実現を目指します。

交流・連携を通じて創造性と活力を創出するまちへ

大都市に近接した立地性や良好な交通利便性、高度情報通信網の整備、多彩な交流 資源や特色ある農産物などを多様に活用し、多分野における交流と連携を積極的に行い、地域の創造性と活力を創出するとともに、魅力的な出会いの舞台として、多くの 人々の共感を得ることのできるまちの実現を目指します。

(2) 広域的な役割

新市は、地方中枢都市広島市を中心とする広島圏域に属し、広島市に隣接するとともに、 備北圏域の中心市三次市とも隣接しています。

これらの都市とは、中国縦貫自動車道、一般国道 54 号、主要地方道広島三次線及び J R 芸備線で結ばれており、今後、一般国道 54 号可部バイパスの建設、 J R 芸備線の輸送力強化に伴い、アクセシビリティがより向上することが見込まれます。

また、広島都市圏の機能を補完し、連携を強化することによって広島県の発展の軸を形成する地域として期待されている東広島市を中心とする臨空都市圏とは、地域高規格道路東広島高田道路の建設に伴い、より近接し、様々な分野での交流やつながりが強まることが見込まれます。

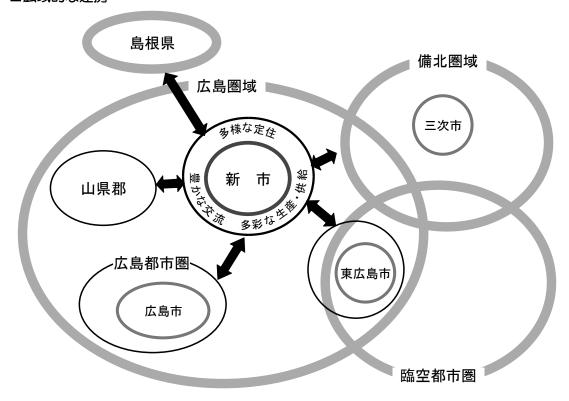
こうした、広島市、三次市及び東広島市に隣接し、近接する位置条件や交通条件の向上を基に、これら地域との連携を強化し、新市の特性や個性を生かしながら、広島圏域において

- ○通勤住宅地及びライフスタイルに応じた多様な定住の場
- ○都市の余暇空間の場及び地域資源を活用した豊かな交流の場
- ○都市近郊の多彩な農林産物の生産・供給の場

の役割を発揮し、県域全体の発展に貢献していくものとします。

ライフスタイル:生活様式。衣食住をはじめ、行動様式や価値観まで含めていう。

■広域的な連携



3 新市建設の基本方針

新市の将来像の実現を目指し、都市機能や日常的なサービス機能の充実、地域資源の多彩な活用、周辺地域との豊かな交流などによって、新市の自立性や魅力を高めていくため、新市建設の基本方針として次の5つを掲げ、その推進を図ります。

- (1) パートナーシップによるまちづくり
- (2) 快適で賑わいのあるまちづくり
- (3) 心豊かで創造性に富んだまちづくり
- (4) 人と環境にやさしいまちづくり
- (5) 多彩な生産と交流のまちづくり

(1) パートナーシップによるまちづくり

新市の誕生による行政区域の拡大等に対応し、住民の意見を新市のまちづくりに反映していくため、住民の主体的な参加と行政との協働のまちづくりをより一層推進し、各地域の特性を生かしながら相互に補い合い、連携して地域の誇りと生活の充実感を感じることができるよう、住民自治組織を確立し、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進します。

このため、それぞれの地域の特性に応じた住民自治を担う地域振興組織の確立や地域リーダー・人材の育成、NPO・ボランティア活動の環境整備を進め、住民の自主的なまちづくり活動を支援するとともに、情報公開と柔軟なまちづくりを基本に住民が主体的に活動できるまちづくりを進めます。

(2) 快適で賑わいのあるまちづくり

新市の特質である豊かな田園環境が都市機能と調和し、だれもが都市的サービスを快適に利用することができるよう、効率性や利便性が確保された安心と魅力を備えた快適で賑わいのあるまちづくりを推進します。

このため、新市の顔にふさわしいタウンセンターや生活圏の中心となる地域拠点の形成を進めるとともに、これら拠点相互間を連絡する20分道路網の形成や安芸たかた広域ネットワークの有効活用によって住民が相互に利用しやすい地域構造の形成を図ります。

また、豊かな自然と調和した生活基盤等暮らしの条件整備や、水と緑や歴史に親しめる環境づくりや美しい景観づくりによる表情豊かな地域空間を創出するなど個性と魅力ある定住環境の創造を図ります。

パートナーシップ:対等な関係のもとでの協力という意味。住民、事業者、行政等が対等な関係に立ち、 連携をとってそれぞれが責任を持って行動すること。

(3) 心豊かで創造性に富んだまちづくり

新市に暮らす住民がライフスタイルに応じて心豊かな生活を実感し、21世紀を担う人材と多様な地域文化をはぐくむ心豊かで創造性に富んだまちづくりを推進します。

このため、住民が質の高い芸術・文化や多様なレクリエーション活動に親しみ、学校教育をはじめとする生涯を通じて学ぶことのできる充実した学習環境づくりを進め、時代の変化に対応できる個性と創造性豊かな人材の育成を図るとともに、地域にはぐくまれた歴史や文化を尊重しながら、新しい価値や文化を創り出す誇りの持てる特色あるまちづくりを推進します。

また、情報の発信力を強化し、新市にふさわしい新鮮で魅力ある地域イメージの創出を 図ります。

(4) 人と環境にやさしいまちづくり

基本的人権が尊重された地域社会のなかで、高齢者や障害者をはじめ、だれもが健やかに生き生きと安心して暮らし、環境への負荷が少ない持続発展が可能な人と環境にやさしいまちづくりを推進します。

このため、人間性を育む学校教育の推進、人権が大切にされる地域社会の創造へ向けた 生涯学習・人権啓発活動を推進します。

また、これまでの取り組みや情報技術を生かした保健・医療・福祉が連携した総合的なケアシステムの構築、住民相互の支えあいを基盤とした地域福祉社会の形成を図るとともに、子どもが健やかに育ち、男女がともに生き生きと活動できる環境づくりを進めるなど住民の多様な生活設計を支援し、支えるまちづくりを進めます。

さらに、循環型農業の推進など地域の特性を生かし、環境と共生した資源循環型社会の 形成を図ります。

(5) 多彩な生産と交流のまちづくり

新市に蓄積された多様な資源や豊かな環境を生かし、特色ある産業の活性化や広島都市 圏をはじめとする地域内外との活発な交流を図り、将来に向けて持続的かつ安定的に発展 することができるよう、多彩な生産と交流のまちづくりを推進します。

このため、地域内農地保全システムの構築、優れた農業経営者の育成、高田農畜産物のブランド化など地域特性を生かした農林水産業の振興に総合的に取り組むとともに、時代に対応できる商工業の振興を推進します。

また、「安芸たかた広域ネットワーク」を有効に活用し、創業の支援、情報関連企業の誘致など情報基盤の整備を生かした新たな産業の誘発を促進します。

さらに、農林産物の特産品化、地産地消の推進、観光・レクリエーション資源の魅力アップや施設連携の強化による観光の振興、地域の自然・歴史・文化資源を生かした交流活動など多彩な分野における地域内外との交流を進め、観光産業の育成など地域の活性化を図ります。

ケアシステム:援護を必要とする高齢者等が、住み慣れた家庭や地域の中で安心して生活ができるよう ボランティア等も含めた様々な主体の参画のもとに多様な保健・医療・福祉のサービス を総合的に提供する仕組み。

4 土地利用及び地域構造

(1) 土地利用

新市の土地利用にあたっては、次のような方針に基づいて推進します。

① 地域の構造を支え、将来を展望した総合的な土地利用の推進

新市の誕生を契機として、将来の発展に向けてまちづくりを推進していくためには、広域的な視点から、それぞれの地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進していくことが重要です。

都市機能、交流機能、農業生産機能等の各種機能相互の連携を強化しながら、諸機能を 適正に配置し、それぞれの機能強化を図るとともに、開発を適正に誘導するなど、市域全 体の土地利用を一体的に誘導し、地域の構造を支え、将来を展望した総合的な土地利用を 推進します。

② 多様な空間の個性と特性を生かした土地利用の推進

新市は、森林・河川の豊かな自然空間、谷間集落、河川沿いに開けた帯状の集落、市街地などの空間から構成されており、これらが有機的につながった空間構造は、新市を特徴づける重要な要素です。

また、市域内には、史跡をはじめ多数の歴史・文化遺産が点在し、これらは自然と調和 し豊かな表情と風景を形成し、多くの住民や来訪者に親しまれています。

こうした空間特性を生かし、個性豊かなまちとなるよう、多様な空間の個性と特性を生かした土地利用を推進します。

③ 豊かな自然を保全・育成し、農業を支える土地利用の推進

市街地や集落を取り巻く山々や江の川など水と緑の豊かな自然環境は、新市の大切な資源として、次世代に引き継いでいくことが必要です。

これら自然環境を維持・保全し、適正な管理によって豊かに育成していくとともに、自然に親しめる場として多様に活用するなど、自然環境と共生した土地利用を推進します。また、農業は新市の基幹産業であり、その活性化を図るよう、農業の持つ多面的な機能を維持・保全・増進していくことを基調として、土地利用の混在化を防止するなど都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図りつつ、農業を支える土地利用を推進します。

④ 快適で利便性の高い生活空間を提供する土地利用の推進

定住を支え、人口の流入を促進していくためには、市域内のどこにおいても住民が安心 して暮らしていくことのできる安全で快適な住みやすい生活環境を確保していくことが 必要です。

市街地や暮らしの拠点における生活基盤の整備や適正な宅地開発の誘導、市街地の計画的な形成など、良好な環境を備えた居住の場としての魅力を高めていくとともに、集落地における営農環境との調和や、暮らしの利便性に配慮した快適な多自然居住地域の形成など、それぞれの地域の実状に応じた、快適で利便性の高い生活空間を提供する土地利用を推進します。

⑤ 多様な交流をはぐくむ土地利用の推進

新市が、将来にわたって輝いていくためには、市内外の多くの人が集い、交流し、活力 ある地域としていくことが必要です。

豊かな自然資源や文化・歴史資源、レクリエーション資源、空間特性などを生かし、それらを身近に感じ、親しめるよう、多彩な交流の場づくりを進め、その魅力を演出する土地利用を推進します。

また、新市の顔となる中心市街地については、市内外の人が訪れ、多様な交流を行う場として、魅力ある都市空間を創出し、賑わいを生み出すよう、計画的に土地利用を行うなど、人と人とが豊かな交流をはぐくむ土地利用を推進します。

(2) 地域構造形成の方針

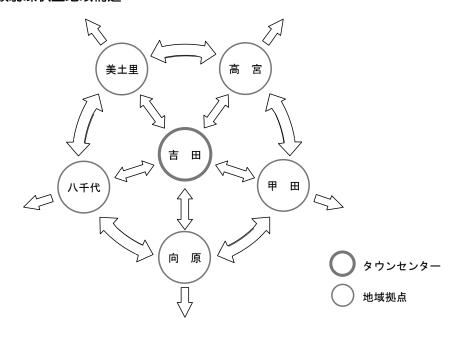
① 拠点地区の構成と配置

新市の誕生を契機に、地域全体がそれぞれの個性を生かしながら一体的に成長、発展していくため、都市サービスや身近な生活サービスを提供する拠点を設定し、「放射環状型」の地域構造の形成を図ります。

放射環状型の地域構造は、都市機能が集積した吉田地域の中心市街地を新市の拠点性を有するタウンセンターとして位置づけるとともに、各地域に地域拠点を設定し、これらを結ぶ 20 分道路の整備や「安芸たかた広域ネットワーク」の多様な活用などにより、住民にとって利便性の高い地域構造を形成していくものです。

タウンセンター	新市の住民活動や都市活動の拠点的役割を担うものであり、行 政サービス、商業・業務、医療等の機能の集積を生かしながら、 文化、保健機能等の整備や快適で潤いのある都市空間の整備を 進め、魅力あるタウンセンターとして形成します。
地域拠点	タウンセンターを補完し、日常生活の拠点的役割を担う地区であり、日常生活を支える行政機能の充実、文化、保健・医療・福祉機能の集積・整備や、近隣商業の育成などを進め、生活の利便性や快適性の確保を図ります。

■放射環状型地域構造

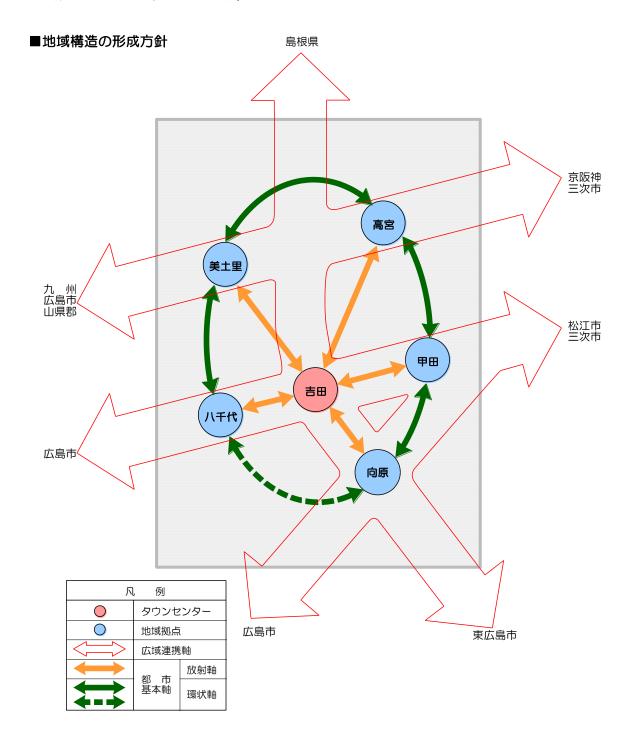


② 地域軸の形成

新市の構造を明確にしていくため、地域軸を設定します。

地域軸は交通施設に沿って連続し、広域的な連携を推進するとともに、拠点相互を連絡し、新市の地域構造を支えるものです。

地域軸は広島市、三次市、東広島市、山県郡及び島根県等と連絡し、新市の広域的な連携を支える「広域連携軸」、新市の基本軸となるタウンセンターと地域拠点相互を連絡する「放射軸」及び地域拠点相互を連絡する「環状軸」から構成し、これら地域軸に沿った機能の適正な配置を図ります。



5 地域別整備の方針

地域区分については、土地利用や立地条件等の特性を踏まえ、地域を大きく3つのゾーン に区分し、各ゾーンの特性に応じた整備を図ります。

(1) 自然環境・交流ゾーン

自然環境・交流ゾーンは、中国縦貫自動車道を軸として、主に美土里地域及び高宮地域から構成されるゾーンです。

豊かな自然環境や多彩な交流資源、潤いのある田園環境、地域拠点における各種機能の 集積、農業生産基盤の整備、高田ICによる中国縦貫自動車道の利便性などを生かし、主 として自然環境・農業や伝統文化を通じた都市との交流機能を担うとともに、農業生産機 能及び自然を生かした居住機能を担うゾーンとして位置づけ、整備を推進します。

〇美土里地域

本地域は、出雲・石見文化圏と安芸文化圏の境に位置し、個性ある文化がはぐくまれ、神楽をテーマとした神楽門前湯治村の整備は神楽のまちとしての知名度を高め、新住民の定着など多方面にその効果が波及しています。

また、高田ICが設置されている高速交通への利便性や農業生産基盤の整備などは、これからのまちづくりに向けた大きな資産となっています。

こうした本地域の特性を踏まえ、農業生産の場、緑豊かな多自然居住地域、都市との交流の場として位置づけ、高田 I Cを生かした新たな交流拠点の有効活用や豊かな自然環境、伝統文化を通じた都市との交流を推進するとともに、農業生産基盤の整備を生かした農業の振興や地域を特徴づける森林の総合的な整備を進めます。

また、上下水道や地域内の連絡道路網整備などを進め、安全で快適な田園居住の場として整備を推進します。

〇高宮地域

本地域は、緑豊かな田園環境のもと、高速交通への利便性を生かし、広島ニュージーランド村やエコミュージアム川根などの個性ある交流施設が整備されています。

また、庁舎周辺には拠点施設や住宅地が整備され、一定の地域拠点性を有し、さらには、 これまで進められてきた住民を主体としたまちづくりは、本地域の大きな特徴となってい ます。

こうした本地域の特性を踏まえ、農業生産の場、個性ある多自然居住地域、多彩な都市 との交流の場として位置づけ、豊かな環境を基本として多様な交流施設をネットワーク的 に活用し、都市との交流の活発化を推進するとともに、農業生産基盤の整備や森林の総合 的な整備を進め、環境保全に配慮した農林業の振興を推進します。

また、地域内の連絡道路網の形成、上下水道の整備をはじめとするアメニティに満ちた快適な生活環境づくりを進め、豊かな環境と調和した芸術・文化の香り高い田園居住の場として整備を進めます。

(2) 集いと文化・歴史ゾーン

集いと文化・歴史ゾーンは、国道 54 号を軸として、主に吉田地域及び八千代地域から構成されるゾーンです。

人口や行政・商業・医療・福祉等各種機能や工業の集積、歴史資源やスポーツ・レクリエーション資源、及び一般国道 54 号を通じて広島市に隣接した立地条件などを生かし、新市の中心的な役割を担うタウンセンターを形成するゾーンを中心に、主として賑わいのある集いと文化・歴史をはぐくむ機能を担うとともに、広島市と連携した定住機能・交流機能、農業生産機能を担うゾーンとして位置づけ、整備を推進します。

〇吉田地域

本地域は、毛利氏発祥の地としての豊かな歴史のもと、市域内では有数の産業や人口ストックを持ち、行政、通勤・通学、医療などの面において、一定の中心性を有し、市街地は一般国道 54 号沿いを中心に形成され、6 つの地域の中では、唯一、都市計画区域及び用途地域が指定されています。

また、近年では、プロサッカーチーム「サンフレッチェ広島」の練習拠点であるサッカー公園を整備するなど広域的な機能が充実しつつあります。

こうした本地域の特性を踏まえ、新市の中心的な役割を担う地域として位置づけ、文化・ 商業等都市機能の充実・強化や市街地環境の整備を進め、新市の拠点にふさわしい魅力あ るタウンセンターとして形成します。

また、歴史・文化遺産と調和した田園居住の場として、上下水道など生活環境の整備を 図るとともに、農業生産基盤を整備し、農業生産の振興を推進します。

〇八千代地域

本地域は、広島市に隣接し、一般国道 54 号で連絡され、国道沿道の中心部を除いて、農業を中心とする土地利用を示していますが、近年は、広島市の住宅地としての性格もみせています。

また、土師ダム周辺には、スポーツ・レクリエーション施設が集積するほか、近年では、 芸術農園「四季の里」が整備され、これらを中心として、様々なイベントが開催されてい ます。

こうした本地域の特性を踏まえ、立地条件を生かした利便性の高い田園居住の場、都市 近郊の観光・レクリエーション、農業生産の場として位置づけ、住宅、上下水道など生活 環境の整備を進め、広島市を中心とした都市からの流入や定住を促進していくとともに、 既存の交流観光資源を活用した観光・レクリエーションの活発な展開や、特色ある農林水 産物の振興を推進します。

(3) 田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、主要地方道広島三次線及びJR芸備線を軸として、主に甲田地域及 び向原地域から構成されるゾーンです。

地域拠点における各種施設の集積、生活・農業基盤の整備、高原などの豊かな自然環境、 JR芸備線や幹線道路等の交通条件及び広島市等に隣接した立地条件などを生かし、主と して広島市等と連携した田園居住機能を担うとともに、交流や農業生産機能を担うゾーン として位置づけ、整備を推進します。

〇甲田地域

本地域は、文化施設、保健・福祉施設、商業施設等が集積した庁舎周辺を中心として、 コンパクトな市街地が形成され、一定の地域拠点性を有し、JR芸備線や一般国道54号、 主要地方道広島三次線で広島市、三次市と連絡しています。

農業を主とする土地利用ですが、北部には豊かな自然と眺望に恵まれた甲立高原が広がり、また、県内有数の研究開発機能を備えた企業や競技スポーツチームの本拠地などの特徴がみられ、近年は、湧永満之記念庭園への来訪客が増加しています。

こうした本地域の特性を踏まえ、三次市、吉田地域等周辺地域の田園居住の場、観光・ レクリエーション、農業生産の場として位置づけ、住宅市街地の形成や上下水道等生活環境の整備を進め、定住を促進していくとともに、甲立高原を生かした開発整備を進め、新たな交流拠点として形成を進めます。

また、農業生産基盤の整備や集落営農への取り組みを強化し、農業の再生を推進します。

〇向原地域

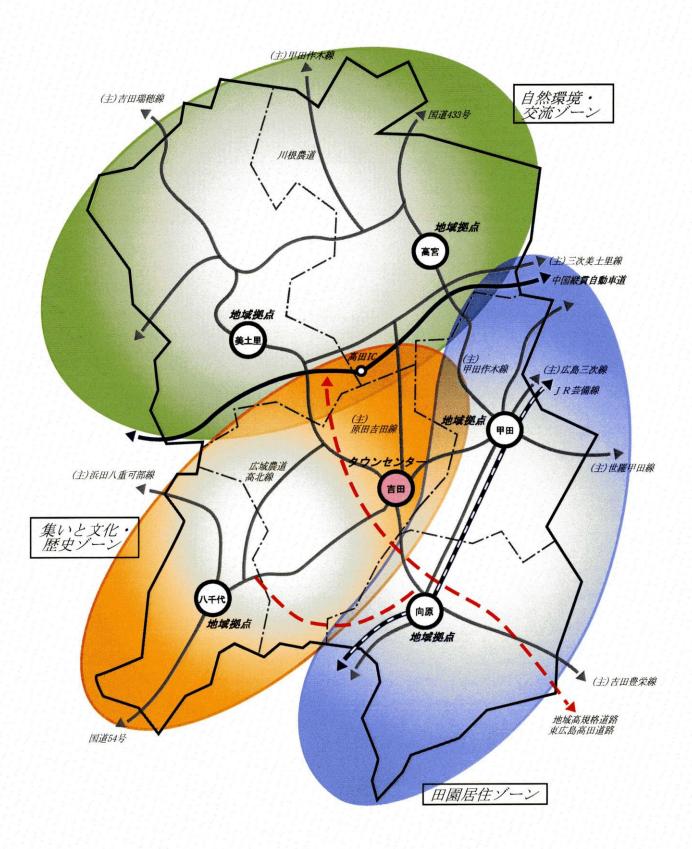
本地域は、広島市に隣接し、南北方向の主要地方道広島三次線、JR芸備線のほか、東西方向には、地域高規格道路東広島高田道路の整備が計画されており、交通の結節点、広島市、東広島方面からの玄関口としての役割が高まることが考えられます。

また、本地域は、落ち着きのある田園環境のもと、拠点機能が中央部に集積した地域構造を示し、上下水道などの生活基盤や農業生産基盤の整備は概ね完了しています。

こうした本地域の特性を踏まえ、立地条件を生かした利便性の高い田園住宅地、農業生産の場として位置づけ、JR駅周辺の交通環境の整備によるターミナル機能の強化や生涯学習機能の整備など地域拠点機能の向上を図るとともに、良好な住宅・宅地の供給を進めます。

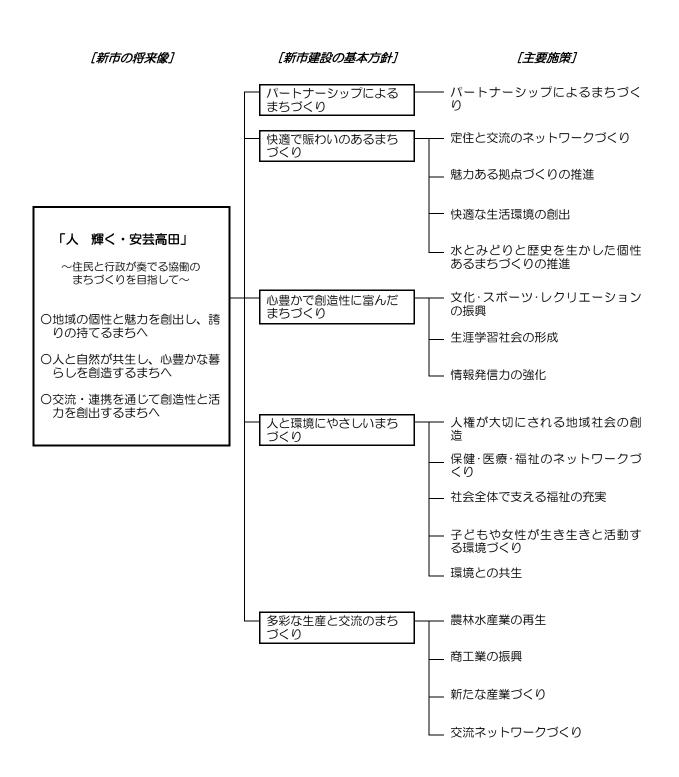
また、農業生産基盤の整備を基に、農地の有効・高度利用を進め、多様な生産を振興するとともに、交通条件の向上を生かし、都市との交流や企業誘致の展開などを推進します。

■地域区分図



V 新市の施策

新市建設の基本方針に基づいた、新市の主要施策の体系は次のとおりです。



1 パートナーシップによるまちづくり

① 住民活動の活性化

住民の自治意識を高揚し、住民の自発的・主体的なまちづくり活動の活性化を推進していくため、地域振興組織の確立を促進するとともに、人材の育成や助言・指導を行うまちづくりアドバイザー制度の設置など住民の地域活動の支援の充実を図ります。

また、集会所など身近な住民活動の場の整備を図るとともに、旧庁舎や空施設を活用し、まちづくり支援機能の充実を図るなど、それぞれの地域の住民ニーズに応じた地域活動拠点の整備水準の均衡や情報機器の設置など諸機能の充実を図ります。

さらに、多様な住民活動を支え、一体感の醸成と地域の振興を図るため、財政基盤となる合併市町村振興基金を造成します。

② 協働の推進

住民と行政との適正な役割分担を踏まえ、住民と行政との協働によるまちづくりを推進していくため、地域づくり活動に取り組む組織の代表者等で構成する「まちづくり委員会」の設置、審議会、協議会等への幅広い住民参加の拡充など、計画策定や管理・運営などさまざまな段階・分野における住民意見の反映の場の拡充を図ります。

また、公園など身近な公共施設の整備にあたっては、ワークショップの開催など住民が 主体となって計画に参画できる事業手法の導入を推進するとともに、文化事業やイベント の実施などにあたっては、住民との協働による企画づくりを進めます。

③ 情報の公開、共有化の推進

住民と行政の情報の共有化を図り、住民主体のまちづくりを推進していくため、行政の 透明性の確保、住民に対する説明責任の明確化を基本方針として、行政情報を積極的に公 開するとともに、ホームページを充実し、迅速でわかりやすい情報の提供を図ります。

また、住民意識を的確に把握し、住民の意見を適切かつ有効に行政に反映していくよう、地域懇談会の開催など多様できめ細かい広聴の充実に努めます。

■主な事業

施策	主要事業	事業概要
住民活動の活性化	住民自治支援事業	地域振興組織の確立、リーダー育成などの支援
	地域拠点施設整備事業	旧庁舎の改修整備
	地域住民活動拠点整備事業	小学校統合に伴う空施設改修(美土里町)、 公民館、集会所等の有効活用支援
	生涯学習センター整備事業	地域住民活動や生涯学習の拠点施設整備(向原町)
協働の推進	まちづくり委員会設置事業	まちづくり委員会の設置
	ワークショップ開催事業	ワークショップの開催
情報の公開、共有化の推進	情報公開推進事業	情報公開の推進
	地域情報化施設整備事業	ビデオサーバ・告知放送設備の整備、光ケーブル敷設 双方向による情報ネットワークの整備
	地域懇談会開催事業	まちづくりについての市民の意見・要望の聴取

2 快適で賑わいのあるまちづくり

(1) 定住と交流のネットワークづくり

① 幹線道路網の整備

広域的な連携・交流を推進し、新たな地域の発展を誘導していくための基盤として、東 広島市との連絡や広島空港へのアクセス道路となる地域高規格道路東広島高田道路や、一 般国道 54 号可部バイパスや上根バイパス以北の整備等に向けて、関係機関との連携・協 議を促進し、広域交通ネットワークの充実を図ります。

また、タウンセンターと地域拠点間及び地域拠点相互間を結ぶ国道、県道の整備を促進 し、20 分道路網の形成による交通利便性と地域の一体性の向上を図ります。

さらに、県道等を補完し地域内の幹線となる主要市道の整備を計画的に進め、体系的な 道路網の形成により交流や連携を円滑に進めるとともに、新市の道路水準の均衡及び日常 生活の利便性の向上を図ります。

② 公共交通体系の整備

公共交通の体系的な整備を進め、通勤・通学、買物、通院などにおける住民生活の利便性を確保していくため、JR芸備線については、時間短縮と運行頻度の向上の促進に向けて関係機関との連携・協議を強化するとともに、新市の広島方面からの玄関口となるJR向原駅周辺について、ロータリー、駐車場等の整備を進め、ターミナル機能を充実・強化し、新市の一体性の速やかな確立を図ります。

また、JR三江線の利用を促進します。

さらに、総合的な生活交通確保対策を推進し、バス路線の維持・再編や効率的なバス運行などを進め、住民に身近な生活交通サービスの維持・向上、利便性の高い生活交通ネットワークの形成を図ります。

また、「高田IC周辺整備活用計画」を策定し、高田ICにおける複合的機能を有する「バスの駅」の有効活用を進めるとともに、タウンセンターにおける拠点施設と一体となったバスターミナルの整備を推進します。

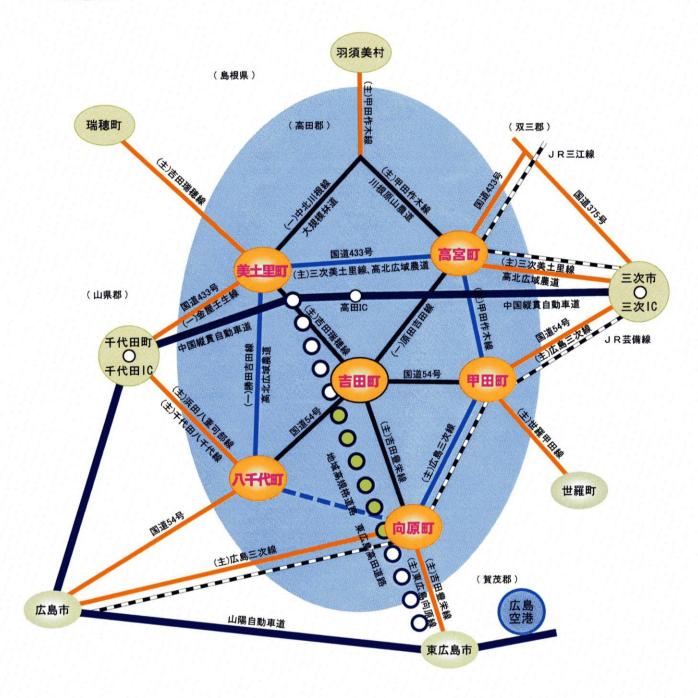
③ 情報基盤の整備

情報通信基盤の積極的な利活用を通じ、豊かで便利な住民生活を実現し、都市部との情報格差を是正するとともに、地域の活性化を推進していくため、「安芸たかた広域ネットワーク」の整備を踏まえ、ネットワークの拡充や住民が利用しやすい一般家庭と連絡する新たな双方向システムの構築、情報内容の充実など「安芸たかた広域ネットワーク」のより有効な活用を図るとともに、情報化に対応した人材の育成を支援します。

また、合併に伴い、電算システムの統合や電子市役所の構築などセキュリティ対策に配慮しながら行政の情報化を進めます。

施策	主要事業	事業概要
幹線道路網の整備	一般国道改良事業[国事業]	国道54号の改良促進
	地域高規格道路整備事業 [県事業]	地域高規格道路東広島高田道路の整備促進(向原町〜 吉田町)
	一般国道改良事業 [県事業]	国道433号の改良促進
	主要地方道改良事業[県事業]	甲田作木線、世羅甲田線、広島三次線、三次美土里線、 吉田瑞穂線、千代田八千代線、吉田豊栄線、東広島向 原線の改良促進
	一般県道改良事業[県事業]	三次江津線、下北甲田線、中北川根線、原田吉田線、 北船木線、船木上福田線、志和口向原線、勝田吉田線、 古屋吉田線の改良促進
	主要市道改良事業 [県事業(過疎代行事業)]	市道梶矢下川根線の改良促進(高宮町)
	主要市道改良事業	市道市場宮ノ城線・一本木小山線・桂峠大見線・宮ノ城高野線・市場重信線・郡山山道線・勢違築地線の改良(吉田町)、市道勝田根之谷線・大又線・佐々井黒瀬線の改良(八千代町)、市道叶谷線の改良(美土里町)、市道勘部細河内線の改良(高宮町)、市道甲立中央線・高林坊線・長屋高地線の改良(甲田町)、市道長田隠地線・山田東林寺線の改良(向原町)ほか
公共交通体系の整備	生活交通確保対策事業	路線の再編整備・運行、バス車両の購入
	JR向原駅周辺整備事業	ロータリー、駐車場、歩道橋等の整備
	高田IC周辺整備活用計画策 定事業	高田IC周辺整備活用計画の策定
情報基盤の整備	地域情報化施設整備事業 (再掲)	ビデオサーバ・告知放送設備の整備、光ケーブル敷設 双方向による情報ネットワークの整備
	地域情報化推進事業	IT講習会の開催等
	電算システム整備事業	電算システムの統合

■交通体系



凡	例
広域幹線道路	
隣接する地域と連絡する道路	
環状道路	如子之事做上文学的
放射道路	新市を連絡する道路

(2) 魅力ある拠点づくりの推進

① タウンセンターの整備

多くの住民が集い、賑わう、新市にふさわしい魅力あるタウンセンターを形成していくため、ホール・図書館・保健福祉等多様な機能を有する総合文化保健福祉施設や第2庁舎など新市における住民活動や住民生活の拠点となる施設を整備し、新市の一体性の速やかな確立に資するとともに、タウンセンターを中心とした生活バス交通の充実、バスターミナルの整備などを通じて交通利便性の向上を図ります。

また、商店街の活性化を促進し、賑わいの場としての活気を高めていくとともに、公園 広場や歩行者道路のネットワーク化、生活道路の整備など良好な市街地環境の形成を図り ます。

さらに、バリアフリー化やデザインに配慮した潤いのある都市空間の創造、自然や歴史的雰囲気と調和した美しい都市景観の形成など優しさと快適性に富んだタウンセンターづくりを推進します。

② 地域拠点の整備

住民の身近な地域活動や生活の拠点にふさわしい地域拠点を形成していくため、地域における行政サービス提供の拠点となる適正な規模・機能を備えた支所を整備するとともに、それぞれの地域拠点における施設整備の状況や土地利用等の特性などを踏まえ、新たな拠点施設や交通環境の整備、既存施設の有効活用等を通じた拠点機能の充実を図ります。

また、生活道路、公園広場、上下水道など生活基盤の計画的な整備を進め、快適な生活の場としていくとともに、生活バス交通の充実や商店街の育成など地域拠点としての利便性の向上や生活サービス機能の維持・充実を推進します。

施策	主要事業	事業概要
タウンセンターの整 備	タウンセンター整備計画策定 事業	タウンセンター整備計画の策定
	総合文化保健福祉施設整備事業	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備 (吉田町)
	第1庁舎整備事業	庁舎の耐震調査、施設改修
	第2庁舎整備事業	吉田町庁舎の整備拡充
地域拠点の整備	地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の改修整備
	生涯学習センター整備事業 (再掲)	地域住民活動や生涯学習の拠点施設整備(向原町)
	J R 向原駅周辺整備事業 (再掲)	ロータリー、駐車場、歩道橋等の整備

(3) 快適な生活環境の創出

① 安全なまちづくりの推進

日常生活における住民の身近な安全や安心を確保するため、地域連帯意識の高揚による 自主防犯機能の強化とともに、関係機関等との連携を深め、防犯・交通安全対策の充実を 図ります。

また、災害に強いまちづくりを進めていくため、「地域防災計画」を策定し、防災無線の統合整備や「安芸たかた広域ネットワーク」の活用などを通じて住民と行政が連携した地域防災体制の強化を図るとともに、周辺圏域と連携した消防体制の強化や地域における消防水利施設の整備など、消防活動体制の充実を進めます。

さらに、砂防・治山施設の整備や河川の整備を促進し、自然災害対策の充実・強化を図ります。

② 生活環境の整備

安全で快適な生活環境づくりを進め、魅力ある定住の場としていくため、多様なニーズに対応した良質な市営住宅の整備水準の均衡を図るとともに、市街地内の狭隘な道路や集落内道路の整備、公園広場の整備を計画的に進めます。

また、地域の実状に応じた水道施設の整備を進め、給水区域の拡充を図るとともに、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水など地域の実状に応じた下水道等整備事業の計画的な実施を図ります。

さらに、老朽化等に対応し、生活環境の基盤となるし尿処理施設の設備更新や葬斎場の 統合整備を推進します。

施策	主要事業	事業概要
安全なまちづくりの 推進	一般国道交通安全事業 [国事業]	国道54号の交通安全事業(歩道等の整備)の促進
	主要地方道交通安全事業[県事業]	吉田瑞穂線、広島三次線、吉田豊栄線の交通安全事業 (歩道等の整備)の促進
	一般県道交通安全事業 [県事業]	瑞穂高宮線、下北甲田線、勝田吉田線の交通安全事業 (歩道等の整備)の促進
	急傾斜地崩壊対策事業 [県事業]	急傾斜地崩壊危険箇所の整備促進(高宮町)
	砂防事業 [県事業]	大通院谷川・室坂川・砂田川・外堀川(吉田町)、本源寺川(八千代町)、泉水谷川・塩瀬川(美土里町)、篠原川(高宮町)、大迫川・吉谷川(向原町)の整備 促進
	河川整備事業 [国事業]	江の川の整備促進
	河川整備事業 [県事業]	油川(吉田町)、長瀬川(高宮町)、大土川・本村川・山田川・今井谷川(甲田町)、見坂川・三篠川(向原町)の整備促進
	防犯灯設置補助事業	防犯灯の設置補助
	交通安全対策事業	歩道、カーブミラー、ガードレール等の整備
	地域防災計画策定事業	地域防災計画の策定
	消防水利施設整備事業	防火水槽の整備
	水防災対策特定河川事業	河川の整備(高宮町)
	防災無線整備事業	防災無線の統合整備
生活環境の整備	公営住宅整備事業	市営住宅の整備
	生活道路整備事業	生活道路の改良整備
	公園整備事業	公園・広場、ポケットパーク等の整備
	上水道整備事業	上水道未普及地域解消事業(吉田町)、簡易水道基幹 改良・水量拡張事業(八千代町)、簡易水道等施設整 備事業(吉田町、美土里町、高宮町)、甲立浄水場移 転事業(甲田町)
	下水道等整備事業	公共下水道事業(吉田町)、中山間地域下水道整備事業(吉田町、八千代町、甲田町)、特定環境保全公共下水道事業(吉田町、八千代町、甲田町、向原町)、農業集落排水事業(吉田町、美土里町、向原町)、コミュニティプラント整備事業(美土里町、甲田町)、特定地域生活排水処理事業(全市)
	中山間地域総合整備事業	営農飲雑用水、農村公園、防火水槽、防犯灯、集落道、 生態系保全施設の整備(甲田町)
	農村振興総合整備事業 [県事業]	ほ場、集落道、防災安全施設、農村公園、用地の整備 (甲田町)
	農村総合整備事業	ほ場、農道、集落道、農村公園、水辺環境施設、景観 保全施設の整備(八千代町)
	し尿処理施設改修事業	処理装置の更新
	葬斎場整備事業	火葬場の統合整備(火葬棟、待合棟等の整備)

(4) 水とみどりと歴史を生かした個性あるまちづくりの推進

① 自然や歴史とのふれあいの場の整備

豊かな自然や歴史的資源を生かし、日常生活の中で住民が自然や歴史に親しみ、ふれあうことができるよう、自然環境の保全を基調に、里山の保全・有効活用、親水性に配慮した河川環境の整備などを進めるとともに、市域内に多数分布する特色ある自然とふれあう場の管理の充実やPRの充実等による市域内外の多くの人々の活発な活用を推進します。また、郡山城跡など市域内に分布する史跡などの歴史的資源を生かし、歴史とふれあうことができる場の整備を段階的に進めます。

② 美しい景観づくりの推進

豊かな水と緑を生かした「安芸高田」らしい個性豊かで美しい景観の形成を図り、住民が誇りを持ち、訪れる人に感動を与えるまちとしていくため、景観づくりの指針となる「景観形成基本計画」を策定し、総合的な景観形成に取り組みます。

森林管理の充実、農地の保全・管理の充実など緑の保全・創造、水質汚濁の防止や自然性に配慮した河川の整備などを通じて自然景観の保全・創造を推進します。

また、公共施設のデザインの向上や道路空間の整備、統一された案内板の整備など潤いのある都市景観の形成を図るとともに、地域の身近な場における住民の自主的な景観づくりを支援します。

施策	主要事業	事業概要
自然や歴史とのふれ あいの場の整備	農村総合整備事業 (再掲)	ほ場、農道、集落道、農村公園、水辺環境施設、景観 保全施設の整備 (八千代町)
美しい景観づくりの 推進	景観形成基本計画策定事業	景観形成基本計画の策定
	森林総合計画策定事業	森林総合計画の策定
	景観づくり支援事業	市民の景観づくりの支援
	河川整備事業 [県事業]	水辺環境等の整備

3 心豊かで創造性に富んだまちづくり

(1) 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

① 文化の振興

個性豊かな地域文化の創造と振興を図り、文化の香り高いまちとしていくため、住民の芸術文化活動の拠点となるホール・図書館・保健福祉等多様な機能を有する総合文化保健福祉施設を整備し、既存施設を有効利用した文化施設のネットワーク化を進めます。

また、団体・グループの育成・援助や魅力ある芸術文化イベントの開催など、住民の芸術文化活動の活発化に向けた取り組みの強化を図ります。

さらに、豊かな歴史的文化遺産の保存と活用、神楽などの郷土芸能の保存と継承を進め、 豊かな歴史と伝統を生かしたまちづくりを推進します。

② スポーツ・レクリエーションの振興

住民のライフステージに応じた生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を振興し、健康の増進や生きがいの創出など豊かな住民生活の創造を図るため、日常生活におけるスポーツの普及に努めるとともに、住民が地域社会のなかでスポーツ・レクリエーションに親しめる体制の整備や地域クラブ・団体等の育成支援、スポーツボランティア等の指導者の発掘・育成などを進め、地域スポーツの推進を図ります。

また、新たに温水プール等の機能を有するスポーツ活動を対象とした健康増進施設を整備するとともに、既存スポーツ施設の有効利用を推進します。

さらに、スポーツイベントの開催・誘致やサンフレッチェ広島、湧永製薬ハンドボール チーム等の競技スポーツの支援を推進します。

ライフステージ:人の一生を幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けたそれぞれの段階のこと。

施策	主要事業	事業概要
文化の振興	総合文化保健福祉施設整備事業(再掲)	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備(吉田町)
	人材活用・育成ネットワーク 事業	人材の活用・育成のためのネットワーク整備
	総合文化祭開催事業	総合文化祭の開催
スポーツ・レクリエ ーションの振興	健康増進施設整備事業	屋内温水プール、トレーニングルームの整備 (吉田町)
	地域スポーツクラブ育成事業	スポーツクラブの組織化・育成支援
	総合スポーツ大会開催事業	総合スポーツ大会の開催

(2) 生涯学習社会の形成

① 学校教育の充実

発達段階を考慮し、栄養のバランスの取れた、おいしい給食を提供するとともに、学校 給食センター化事業により、一層安全で衛生的な給食の提供に努め、健康・体力づくりを 推進します。

また、子どもたち一人ひとりの個性を生かし、心豊かにたくましく育成していくため、 基礎学力の向上を基本として、総合学習の推進や社会の変化に対応した教育の展開など、 「学力の向上と人間性をはぐくむ学校教育」を推進します。

このため、積極的な情報公開を進め、住民の学校教育に対する関心を高めるとともに、学校と家庭・地域の連携を強化し、地域に開かれた学校づくりを推進します。

また、教職員の資質向上や適正配置など教育委員会のリーダーシップによる活力ある学校教育体制の確立を図ります。

義務教育については、基礎学力の向上や情報教育の充実、学校ごとに特色ある総合学習の推進など教育内容の充実を図るとともに、学校施設・設備など教育環境の計画的な整備を進めます。

また、幼稚園と保育所の連携や適正配置など保護者のニーズを踏まえた就学前教育の充実を図るとともに、中高連携の推進や学習機会の保障など地域の実状を踏まえた高等教育機能の維持・充実を促進します。

② 生涯学習の推進

住民の多様化・高度化する学習ニーズに応え、活力ある生涯学習社会の確立を図るため、いつでも、どこでも、誰でも生涯を通じて学習活動ができる生涯学習推進体制を整備します。また、魅力ある学習プログラムの開発や市民大学等多様な学習機会の提供、学習成果の還元など地域特性を生かした生涯学習システムを確立し、住民の多彩な生涯学習活動を支援します。

また、拠点となる生涯学習施設を整備し、新市の一体性の速やかな確立を図るとともに、 図書館・公民館など既存施設のネットワーク化や学校施設の活用などを通じた生涯学習関 連施設の有効利用を推進し、優れた芸術・文化等を鑑賞する機会を提供します。

さらに、学習団体・指導者の育成、生涯学習ボランティアの育成・支援、青少年の学校 外活動の充実など住民の主体的な生涯学習活動を支える支援の充実を図ります。

施策	主要事業	事業概要
学校教育の充実	学校改修事業	小・中学校校舎・屋内運動場の耐震調査、施設改修
	学校給食調理場新築事業	共同給食調理場施設整備
	英語指導助手設置事業	各中学校に配置
	教育相談事業	各中学校にスクールカウンセラーを配置
	情報化推進事業	校舎内LAN構築、情報機器の整備
	就学支援事業	奨学金制度の拡充
	障害児教育充実事業	補助教員の配置
生涯学習の推進	生涯学習推進事業	学習プログラムの開発、市民大学の開催等
	生涯学習センター整備事業 (再掲)	地域住民活動や生涯学習の拠点施設の整備(向原町)
	地域拠点施設整備事業(再掲)	旧庁舎の改修整備

(3)情報発信力の強化

合併を契機に新市としての一体性を強化し、多彩な情報発信によって新市のイメージや存在感を市内外により印象づけていくため、「安芸たかた広域ネットワーク」を有効に活用し、住民が作成した新市の映像情報など充実した情報ソフトの作成によるホームページ等を通じた情報発信の強化や地域の情報化を担う人材の育成を図ります。

また、住民参加型の祭りや魅力ある文化イベントの開催などを推進し、市内外からの参加を促進していくとともに、新しいまちとして統一のとれた案内板の整備など地域の知名度の向上、浸透に向けた総合的な取り組みを推進します。

施策	主要事業	事業概要
情報発信力の強化	地域情報化施設整備事業 (再掲)	ビデオサーバ・告知放送設備の整備、光ケーブル敷設 双方向による情報ネットワークの整備
	地域情報化推進事業(再掲)	IT講習会の開催等
	イベント開催事業	新たな地域イベントや祭りの開催

4 人と環境にやさしいまちづくり

(1)人権が大切にされる地域社会の創造

すべての人の基本的な人権が尊重され、差別なく、住民が共に生きる人権尊重社会を実現していくことは、まちづくりの基本理念として最も大切です。

このため、すべての住民が不断の努力によって、互いに理解し合い、人権を尊重するよう、あらゆる機会を活用して、同和問題をはじめ、女性・高齢者・障害者・外国人などの人権問題について啓発活動を推進するとともに、学校教育などにおける人権教育を推進します。

また、人権会館における人権相談など人権擁護活動の充実を図り、一人ひとりが大切にされ、住民が等しく、主体的に参加できる地域社会の形成に努めます。

施策	主要事業	事業概要
人権が大切にされる 地域社会の創造	人権啓発・人権教育事業	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基 づき、積極的に推進
	人権相談事業	人権会館における人権相談・人権啓発事業の充実

(2) 保健・医療・福祉のネットワークづくり

① 地域ケアシステムの構築

多様化・高度化する保健・医療・福祉ニーズに的確に対応していくため、住民や地域組織の理解を促進しながら、関連施設や専門家の連携による専門性に支えられたサービス提供体制の確立を図ります。

また、高度情報通信を活用した保健・医療・福祉の情報ネットワーク化を進めるとともに、サービス提供施設の体系的な整備や人材の育成などを推進し、保健・医療・福祉が連携した地域ケアシステムの構築を推進します。

② 地域医療体制の整備

住民の多様な医療ニーズに対応し、JA吉田総合病院を中核とした地域医療の充実を図るため、かかりつけ医・かかりつけ歯科医システムの確立や医療機関相互の連携システムの充実を図るとともに、高度情報通信を活用した医療体制の整備を進め、地域の実状に応じた適切な医療機会の確保を図ります。

また、救急医療ニーズに迅速に対応していくため、体系的な救急医療体制の充実を図り、 応急処置・移送体制の充実を図るとともに、周辺圏域との連携を強化し、迅速な救急医療 の確保を図ります。

③ 健康づくりの推進

住民が生涯を通じて健やかにくらすことができるよう、「地域を基礎とした保健・医療・福祉の総合的ネットワークによる安心生活づくり」を基本目標に、「健康日本 21」や「健康ひろしま 21」に呼応し、総合的な健康づくりを推進します。

このため、住民の主体的な健康づくりを促進するとともに、新市における保健指導、福祉の相談等の拠点となる総合文化保健福祉施設を整備し、保健・医療・福祉の連携のもと、ライフステージに応じた保健サービスの包括的提供や、生涯にわたる予防・治療・リハビリの一貫した健康づくりを推進します。

また、総合文化保健福祉施設と各支所や保健センター等既存関連施設とのネットワーク化を進め、連携のとれた保健福祉サービス提供体制の確立を図ります。

さらに、住民の健康づくりの場となる健康増進施設を整備します。

施策	主要事業	事業概要
地域ケアシステムの 構築	保健・医療・福祉の情報ネットワーク構築事業	新たな情報通信システムによる保健・医療・福祉の情報ネットワーク化
地域医療体制の整備		
健康づくりの推進	総合文化保健福祉施設整備事業(再掲)	ホール・図書館・保健福祉等複合施設の整備(吉田町)
	健康増進施設整備事業 (再掲)	屋内温水プール、トレーニングルームの整備(吉田町)
	母子保健事業計画策定事業	母子保健事業計画の策定
	乳幼児健康診査事業	乳幼児健康診査事業の検診年齢対象の拡充
	母子健康教室開催事業	母子健康教室を妊婦から学童期まで拡充
	歯科保健事業	歯科保健事業の年齢対象の拡充

(3) 社会全体で支える福祉の充実

① 地域福祉の充実

住民の相互扶助を基本に、地域が支える地域福祉を推進していくため、市制施行に伴い、福祉事務所を開設するとともに、「地域福祉計画」を策定し、社会福祉協議会との連携を強化しながら、それぞれの地域の実状に応じたきめ細かい地域福祉推進体制の確立を図ります。

また、ボランティアや住民相互扶助活動など住民の自主的な福祉活動を促進するとともに、その活動拠点となる旧庁舎や公民館などコミュニティ施設の改修整備、有効活用など住民が活動しやすい環境づくりを進めます。

② 福祉サービスの充実

高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、生きがいのある生活を送ることができるよう、高齢者については、介護保険の適正な運営を図るとともに、介護保険事業計画に基づき、介護保険施設の整備などサービス提供基盤を充実し、整備水準の均衡を図ります。

また、老人保健福祉計画に基づき、在宅生活を支える介護予防・生活支援、家族介護支援サービスの充実を図るなど高齢者や地域の実状に応じた地域生活支援体制の整備を進めるとともに、シルバー人材センターの組織拡充など、高齢者の社会参加の促進や生きがい対策の充実を図ります。

障害者については、「清風会地域福祉センター」などを拠点に、県内でも有数の施設ストックを生かしながら、関連組織団体との連携を強化し、障害者の自立と社会参加を支える生活支援・福祉サービスの充実を図ります。

また、生活の困窮の程度に応じ、必要な公的扶助を行い、自立援助を行います。

③ 福祉のまちづくりの推進

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、高齢者、障害者をはじめとし、すべての人が 自由に移動し、社会参加ができる住みやすいまちづくりを推進します。

タウンセンター等の拠点地区における歩道の設置、段差の解消など生活空間のバリアフリー化を進めるほか、すべての人が利用しやすい公共施設や商業施設等の環境整備、タウンモビリティの導入などにも取り組みます。

また、JR駅及びその周辺のバリアフリー化を促進するとともに、高齢者などが利用しやすい生活バス交通の維持・充実や車両の導入、人にやさしいバス停の整備などを推進します。

タウンモビリティ:市街地の中心部において、電動スクーターや車椅子などを備え、長距離の歩行が困 難な高齢者や障害者などに貸し出すサービスのこと。

ユニバーサルデザイン:年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えて、 すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくり、ものづくり、 しくみづくりを行おうとする考え方。

施策	主要事業	事業概要
地域福祉の充実	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画の策定
	地域拠点施設整備事業 (再掲)	旧庁舎の改修整備
福祉サービスの充実	高齢者保健福祉計画策定事業	高齢者保健福祉計画の策定
	介護予防・生活支援事業	生活支援・介護予防・生きがい活動・自立支援・家族 介護支援事業の拡充
	ふれあいサロン事業	ふれあいサロン事業の全市への拡充
	寝たきり老人等介護見舞金支 給事業	寝たきり老人等介護見舞金支給事業対象者の全市へ の拡充
	シルバー人材センター整備事業	シルバー人材センターの組織拡充
	介護老人福祉施設建設事業	特別養護老人ホームの整備(向原町)
	ケアハウス建設事業	ケアハウスの整備 (美土里町、高宮町)
	高齢者共同生活支援事業	自立生活に不安のある高齢者世帯を対象とした共同 住宅の整備
	障害者福祉計画策定事業	障害者福祉計画の策定
	障害者生活支援事業	障害者生活支援事業の充実
	障害者通院通所交通費助成事 業	障害者通院通所交通費助成事業をすべての障害者に 拡充
	障害者健康診査事業	障害者を対象とした健康診査事業の新設
	重度身体障害者訪問診査事業	重度身体障害者訪問診査事業 の全市への拡充
	進行性筋萎縮症者療養費等支 給事業	進行性筋萎縮症者療養費等支給事業の全市への拡充
	障害者介護手当支給事業	障害者介護手当支給事業の対象者、支給額の拡充
福祉のまちづくりの 推進	歩行者ネットワーク整備事業	歩道の設置・拡幅、道路段差の改修等

(4) 子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり

① 男女共同参画社会の形成

男女が性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、ともに社会的責任を担う男女共同参画社会の形成を促進していくため、その指針となる「男女共同参画社会推進計画」を策定し、実現に向けた取り組みの強化を図ります。

意識啓発や学校教育を通じて男女の固定的役割分担意識の是正を図るとともに、家庭・地域・職場など社会のあらゆる分野に男女が等しく参画できる機会の確保やその能力を発揮できる環境づくりを推進します。

② 子育て支援の充実

少子化に対応し、安心して子どもを産み、育て、子どもが健やかに成長する地域社会を 形成していくため、保育時間の延長など多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図 るとともに、老朽化した保育園の建替えや整備改修など安全で質の高い保育条件・環境の 確保を進め、整備水準の均衡を図ります。

また、子育て支援センターを設置するなど子育てを社会全体で総合的に支援する体制の 充実を図るとともに、児童館・児童クラブや公園広場など児童の育成環境の整備を図りま す。

なお、母子家庭等については、子育て支援や就労支援などの総合的な施策を推進します。

③ 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、創造力と自主性をもったたくましい人間として成長するよう、家庭、学校、地域社会が一体となって取り組むための指針となる「青少年健全育成計画」を策定し、青少年育成施策の総合的な展開を図ります。

家庭・学校・地域相互の連携を強化し、地域社会全体で青少年をはぐくむ体制づくりを 進めるとともに、青少年の多様な活動の機会と場を提供し、青少年活動の活性化と社会参 加を促進します。

施策	主要事業	事業概要
男女共同参画社会の 形成	男女共同参画社会推進計画策 定事業	男女共同参画社会推進計画の策定
子育て支援の充実	こばと園整備事業	こばと園園舎の整備(向原町)
	認定こども園	認定こども園園舎の整備(甲田町)
	保育体制充実事業	保育事業の充実(保育時間の延長、乳幼児保育・病後 児保育・障害児保育・一時保育の拡充)
	子育て支援センター設置事業	子育て支援センターの設置
	乳幼児医療費支給事業	乳幼児医療費支給事業の対象者を0歳児から就学前 まで拡充
	児童館・放課後児童対策事業	児童館・児童クラブ事業の拡充
	ちびっ子公園整備事業	ちびっ子公園の整備
青少年の健全育成	青少年健全育成計画策定事業	青少年健全育成計画の策定

(5) 環境との共生

① 環境保全活動の推進

地球環境問題に対応し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に展開していくため、その指針となる「環境基本計画」を策定します。

住民・事業者の環境保全活動の促進や支援を図るとともに、行政における率先行動を推進します。

また、水質汚濁や騒音などの公害防止、ダイオキシンなどの有害化学物質による環境汚染の防止などにより、人の健康の保護や生活環境の保全を推進します。

② 循環型社会の形成

持続的発展が可能な循環型社会の形成を進めていくため、その指針となる「一般廃棄物 処理基本計画」を策定します。

住民や事業者の意識を高め、ごみの発生・排出の抑制を推進するとともに、ごみ収集体制の一元化、市民参加による資源化やリサイクルシステムの構築、適正な処理など総合的なごみの収集処理体制の整備を図ります。

また、家畜排せつ物処理施設を整備することで、良質堆肥の生産と利用を進め、地域における循環型農業の確立を推進します。

施策	主要事業	事業概要				
環境保全活動の推進	環境基本計画策定事業	環境基本計画の策定				
	環境保全活動啓発・支援事業	市民等の環境保全活動の啓発・支援				
循環型社会の形成	一般廃棄物処理基本計画策定 事業	一般廃棄物処理基本計画の策定				
	生ごみ処理機設置補助事業	生ごみ処理機設置補助事業の全市への拡充				
	資源ごみ回収奨励金交付事業	資源ごみ回収奨励金交付事業の全市への拡充				
	ごみ収集ステーション設置補 助事業	ごみ収集ステーション設置補助事業の全市への拡充				
	畜産環境総合整備事業	家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥運搬車の購入 (高宮町)				

5 多彩な生産と交流のまちづくり

(1)農林水産業の再生

① 農業の振興

豊かで活力ある農業の振興を推進し、充実した農村生活の実現を図るため、「人(農業者)が輝く、もの(農畜産物)が輝く、地域が輝く 高田農業」を基本目標とした「高田郡広域農業振興計画」に基づき、高田郡農業協同組合等関係機関と連携・協力しながら農業の振興に総合的に取組み、地域経済の活性化や農家所得の向上を図ります。

具体的には、生産基盤や農業情報システムなど生産環境の整備を進めていくとともに、 地域営農の確立や農地の流動化と作業受委託、有害鳥獣被害対策等を通じた地域内農地保 全システムを構築し、将来にわたって農地を維持することができる仕組みを確立します。

また、認定農業者等地域農業をリードし、経営感覚に優れた農業経営者の育成を進めるとともに、新規就農者の育成等担い手の確保や新技術の導入を支援します。

さらに、地域農畜産物のブランド化に向けて、「たかた産直市」の広島店の開設、道の駅の整備など生産・流通・販売システムを強化し、消費者の信頼の確保と市場競争力の強化を図るとともに、無農薬等特別栽培農産物や自然循環型農業の展開、特産品・加工品の開発による6次産業化、地域内消費の拡大など、地域の特性を生かした特色ある農業を推進します。

そのため、農業振興センター(仮称)を設置し、農業経営者の育成、産地化への総合支援、農地保有合理化事業による担い手育成等の農業振興施策を推進します。

また、農村、農業、農畜産物など地域の特性を生かし、山村・都市交流施設や、市民農園、道の駅などを整備し、「たかた産直市」等既存施設とのネットワーク化を図りながら、これらを有効に活用した都市との多様な交流を推進することにより新市の均衡ある発展を図ります。

② 林業の振興

森林の有する多様な公益的機能を重視しながら、豊かな森林づくりを進め、林業経営の 安定を推進していくため、その指針となる「森林総合計画」を策定します。

地域における森林管理意欲の増進を図りながら、高田郡森林組合と連携し、森林整備事業等による計画的・集団的な造林・保育・間伐の総合的な推進を図るとともに、自然環境の保全に配慮した林道等生産基盤の整備を進めます。

また、松くい虫被害対策等の充実を図るとともに、特用林産物の生産振興を推進します。 さらに、公共建築物などへの木材利用を進め、需要拡大を図るとともに、森林レクリエーションの場としての森林空間の活用や都市と連携した森林の管理・育成など多様な林業 振興の展開を推進します。

③ 水産業の振興

水産業の振興を推進し、川との豊かな係わりを継承していくため、江の川などの水質の保全やごみの投棄・散乱の防止など、住民と協働しながら河川環境の保全に取組みます。 また、放流用種苗の安定的供給や外来魚種の排除等について漁業協同組合の活動を支援し、水産資源の維持増大を図り、魚影に富んだ豊かな川づくりを推進します。

また、住民が水や水辺の生き物とふれあう場として、魅力ある河川環境の整備を推進し、河川の多面的な利用を推進します。

施	策	主要事業	事業概要				
農業の振興		中山間地域総合整備事業[県事業]	ほ場、暗渠排水、農道、用水路の整備(高宮町)				
		農村振興総合整備事業(再掲) [県事業]	ほ場、集落道、防災安全施設、農村公園、用地の整備 (甲田町)				
		経営体育成基盤整備事業 [県事業]	ほ場の整備(吉田町、甲田町)				
		ほ場整備事業 [県事業]	ほ場の整備 (高宮町)				
		一般農道整備事業[県事業]	農道の整備 (吉田町、高宮町)				
		基幹水利施設補修事業 [県事業]	幹線パイプラインの補修 (吉田町、八千代町)				
		ため池等整備事業[県事業]	ため池の整備(吉田町、高宮町、甲田町)				
		農業振興地域整備計画等策定事業	農業振興地域整備計画等の策定				
		農村総合整備事業 (再掲)	ほ場、農道、集落道、農村公園、水辺環境施設、景観 保全施設の整備、(八千代町)				
		基盤整備促進事業	ほ場、暗渠排水、用排水路の整備 (甲田町)				
		農地等高度利用促進事業	ほ場の整備(吉田町)				
		畜産環境総合整備事業 (再掲)	家畜排せつ物処理施設の整備、堆肥運搬車の購入(高 宮町)				
		認定農業者及び集落営農組織 経営確立促進機械、施設等支 援事業	制度を全市へ拡充				
		営農技術指導事業	農業振興センター(公社)で推進				
		新規就農者支援事業	制度を全市へ拡大充実				
		農作業の受委託・農地保有合 理化事業	農業振興センター(公社)で推進				
		ハウス設置助成事業	制度を全市へ拡充				
		畜産振興各種補助事業	制度を全市へ拡充				
		特産品広島市販売施設整備事業	たかた産直市の広島店の開設				
		道の駅整備事業	休憩、情報発信、レストラン、農畜産物販売機能等を 備えた道の駅の整備				
		山村・都市交流施設整備事業	農産物加工・体験交流施設、直販施設、駐車場等の整備(甲田町)				
		市民農園整備事業	市民農園の整備(高宮町)				
林業の振興		森林総合計画策定事業 (再掲)	森林総合計画の策定				
		森林整備事業	計画に基づいた森林整備の実施				
		松くい虫対策事業	伐倒駆除の実施				
		特用林産物振興事業	特用林産物の生産振興支援				
		有害鳥獣対策補助事業	対象者・補助基準の拡充				
		水土保全林整備事業	新植、保育(全市)				
		林道開設事業	林道入江戸島線の整備(吉田町〜向原町) 林道天王山線の整備(高宮町)				
水産業の振り	興	河川整備事業 [県事業](再掲)	水辺環境等の整備				

(2) 商工業の振興

商工業の振興を推進し、地域経済の活性化を図っていくため、商工会の活動を支援する とともに、商工会と連携し、産業の高度化に対応した中小企業対策の充実を進め、地域産 業の育成を図ります。

小売商業については、タウンセンターにおける賑わいの場の創出を図っていくため、沿道等における商業・業務機能の立地を誘導するとともに、商店街の活性化と魅力づくりに向けた商業者の主体的な取り組みを促進し、各種事業への助成など支援の充実を図ります。

また、各地域拠点周辺やその他の地域における商店街については、商店経営の近代化・高度化に向けて、各種事業の助成などの支援を通じて近隣商店街として育成します。

さらに、高齢社会に対応した新たなサービスの展開など地域の実状や時代の変化に応じた柔軟性のある小売商業の取り組みを促進します。

また、「安芸たかた広域ネットワーク」による光ファイバー網の整備の拡充、人材育成の支援などを通じて地域企業の情報化を促進するとともに、こうした情報基盤や地域高規格道路東広島高田道路など広域交通網の整備を生かした企業立地に向けて、活発な企業誘致活動を展開します。

施策	主要事業	事業概要
商工業の振興	商工会活動支援事業	商工会各種活動の支援
	商店街活性化計画策定事業	商店街活性化計画の策定
	地域情報化施設整備事業 (再掲)	ビデオサーバ・告知放送設備の整備、光ケーブル敷設 双方向による情報ネットワークの整備

(3) 新たな産業づくり

地域における新たな産業の育成を進め、雇用の場を創出して、若者が定住する活力ある 地域づくりを推進していくため、「たかた産直市」の広島店を開設し、新たな販売ルート や市場の開拓に取組むなど、環境整備を進め地域資源を生かした6次産業化の促進や農業 の企業化などを積極的に支援します。

また、事業者等の研究機関との連携を促進するとともに、融資制度の有効活用を支援し、新たな製品・特産品の開発や技術の向上といった産業競争力の強化を図ります。

さらに、「安芸たかた広域ネットワーク」を活用したベンチャービジネス、SOHOなどの起業化を支援するとともに、異業種交流などを支援し、地域産業の拡大と活性化を促進します。

施策	主要事業	事業概要
新たな産業づくり	特産品広島市販売施設整備事 業(再掲)	たかた産直市の広島店の開設
	起業支援事業	起業のための金融・住宅支援等

(4) 交流ネットワークづくり

① 地域資源を生かした観光の推進

多彩な観光交流資源や都市に隣接した条件を生かし、交流人口の拡大や観光産業の育成を通じて、地域経済や地域社会の活性化を推進していくため、農業・農村、自然などを活用した山村・都市交流施設や市民農園など新たな観光交流資源の整備や既存施設の魅力化等を進め、これらのネットワーク化を通じた魅力ある周遊型観光ルートの形成を図ります。

また、特色あるイベントの開催やPR等誘致宣伝活動、サイン施設等の環境整備を推進するとともに、インフォメーションセンターの整備、ホスピタリティの向上など受け入れ体制の強化を図ります。

② 多様な交流活動の推進

国内外の他地域との多様な交流を通じて、心豊かな市民生活やふれあいと活気ある地域 社会を形成していくため、豊かな自然や多彩な農林水産資源、中世遺跡を中心とした歴史 的遺産、神楽などの伝統芸能を生かし、魅力ある交流拠点としての地位を高めていくとと もに、中国山地やまなみ大学をはじめとする特色ある交流メニューの開発・提供を進め、 地域資源を多彩に活用した活発な交流活動の推進を図ります。

また、これまでの実績を踏まえ、国内外の都市との交流を今後とも引き続き推進し、国際感覚に優れた人材の育成、地域のリーダーの育成を図るとともに、国際化・グローバリズムへ対応できる地域づくりを推進します。

施策	主要事業	事業概要			
地域資源を生かした 観光の推進	山村・都市交流施設整備事業 (再掲)	農産物加工・体験交流施設、直販施設、駐車場等の整備(甲田町)			
	市民農園整備事業 (再掲)	市民農園の整備 (高宮町)			
多様な交流活動の推	国際交流事業	交流事業の推進、人材の育成			
進	交流イベント開催事業	交流事業の推進、交流イベントの開催			

VI 効率的な行財政運営と広域行政の推進

1 行財政運営の効率化

(1) 行政運営の効率化

地方分権や多様化・高度化する行政ニーズに的確に対応していくため、地域の実状を踏まえた新市にふさわしい簡素で効率的な行政組織を確立し、機動的かつ柔軟な行政執行体制の整備や継続的な組織改革の推進を図るとともに、計画的かつ総合的な行政運営の強化に向けて、住民と行政との適正な役割分担と信頼関係を構築していく中で、行政評価制度などの導入を検討します。

また、庁内情報基盤を整備し、行政の情報化を進め、行政サービスの向上や事務事業の 効率化を推進するとともに、職員の適正配置を基に、職員の専門性の向上、地域経営感覚 や政策形成能力・説明責任能力の向上、関係機関との連携による人材交流等により職員の 資質を高め、行政能力の向上を図ります。

さらに、住民との協働のまちづくりを推進するため、職員が住民活動を支える地域のコーディネーターとしての役割を担い、地域における地域振興組織の活動支援やボランティア活動への参加を推進します。

(2) 財政運営の効率化

厳しい財政状況の中で、本計画に盛り込まれた事業を着実かつ計画的に実施していくため、事業実施等を通じた地域経済への波及効果等による産業の活性化を図り、市税など自主財源の確保に努めるとともに、国・広島県支出金等の効率的な確保や受益者負担の適正化を図ります。

また、職員の定数管理や外部委託による人件費の削減、事務事業の見直し、PFIの導入検討など、経常経費の削減・合理化に努め、歳出構造の改善を図るとともに、職員の経営感覚やコスト意識を高め、効率的な事業運営に努めます。

さらに、限られた財源を有効に活用し、投資効果を高めるため、都市経営やまちづくりの長期的な視点に基づいて予算の戦略的かつ重点的な配分に努めるとともに、バランスシートの導入を検討するなど財政の健全運営に努めます。

2 関係自治体等との交流・連携の推進

(1) 広域連携の強化

「芸北地域発展プラン」に基づき、芸北広域行政圏における適正な役割の発揮に努め、 周辺地域との一体的な発展を推進していくとともに、サービスの向上や行財政の効率化を 図るため、ごみ処理など広域的な連携事業の円滑な運営や、今後におけるし尿処理、常備 消防等の広域的な取り組みについて積極的に検討します。

(2) 国・県との連携強化

国や広島県と連携して推進を図る必要がある事業を円滑に推進していくため、国・広島県との連携を強化し、緊密な協議・調整に努めるとともに、関連事業の早期実現を国・広島県に要請します。

Ⅲ 公共施設の統合整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の実状や市域全体のバランス、財政状況等を考慮しながら、逐次、統合整備を検討していきます。

統合整備の検討にあたっては、行財政の効率化を基本としながら、既存公共施設の整備・配置状況や利用状況を踏まえ、公共施設の有効・相互利用を総合的に勘案し、住民の利用利便性や住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

なお、新市の庁舎については、吉田町役場を第1庁舎として活用し、不足する施設面積 については、第2庁舎を建設し、確保するものとします。また、第1庁舎は耐震調査を行 い、必要に応じて施設改修を行い、施設の有効な活用を推進します。

合併に伴い支所となる5町の旧役場については、住民に身近な行政サービス提供拠点として、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、適正な組織の維持、人員の配置を図るとともに、本庁と支所とを結ぶ情報ネットワークの形成など必要な機能の整備を図ります。

また、住民の多様な地域活動の拠点として機能するよう、旧役場の改修整備を進め、施設の有効な活用を推進します。

さらに、小学校の統合による空施設を住民活動の拠点施設として整備活用するとともに、 施設の老朽化や近代化に対応し、葬斎場の統合整備を図ります。



Ⅲ 財政計画

1 前提条件

新市における財政推計は、2004 (平成 16) 年度から 2018 (平成 30) 年度までの 15 ヵ年間 について、歳入・歳出の項目ごとに、現況及び過去の実績や今後の経済情勢などを勘案しな がら普通会計ベースで推計し、作成したものです。なお、特別会計分の経費については、普通会計の繰出金とし計上しています。

また、2014(平成26)年度から普通交付税算定の特例が段階的に終了し、相当の歳入減が 見込まれることから、計画後半はそのことに留意し策定しています。

2 歳入

(1)地方税

個人市民税については、労働人口の減少が見込まれますが、まち・ひと・しごと総合戦略の目標人口を達成する形で織り込み、固定資産税については、2015(平成27) 年度の評価替えで減額となった額を基準になると見込んで算定しています。

(2) 地方譲与税及び交付金

地方譲与税については、消費税率の変更に伴い地方配分額が2014(平成26)年4月から1.0%を1.7%に変更されたことを反映して算定しています。

(3) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例(合併算定替)により算定しています。但し、今後予測される交付税全般の制度見直しを考慮し、減額を見込んで算定しています

特別交付税については、2015(平成27)年度までの実績を参考にして算定しています。

(4) 国庫支出金、県支出金

国庫支出金及び県支出金のうち、建設事業に係るものは、新市建設計画に計上した 事業に見合う補助金額を見込み、その他の事業に係る補助金は、2016 (平成 28) 年度 予算額をベースに推計しています。

(5) 地方債

地方債については、新市建設計画における主要事業の実施に伴い、合併特例債等有利な起債を活用して算定しています。

(6) 使用料

使用料については、上下水道、公共施設の受益者負担の適正化を図ることを見込んで算 定しています。

3 歳出

(1) 人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の人件費削減と、退職者の再任用を見込んで算定しています。

(2) 物件費

物件費については、施設の統廃合、事務事業の見直し等によるスリム化を織り込んで算定しています。

(3) 扶助費

挟助費については、高齢化率が上昇することから、高い水準で推移すると見込んで 算定しています。

(4)補助費等

補助費等については、費用対効果の検証等の見直しにより削減を織り込んで算定しています。

(5) 公債費

公債費については、2015 (平成 27) 年度までの地方債償還見込額に 2016 (平成 28) 年度以降の新市建設計画における主要事業の実施等に伴う新たな地方債に係る償還見込み額を加えて算定しています。

また、将来負担の軽減のため、繰上償還を積極的に行うこととしています。

(6)繰出金

繰出金については、国民健康保険特別会計・老人保健特別会計などは保険料の見直し等を織り込んで推計し、水道事業・下水道事業等の建設事業を伴うものは、それぞれ積上げし算定しています。

(7)投資的経費

投資的経費については、新市建設計画における主要事業に係る普通建設事業及び主要事業以外の普通建設事業を見込んで算定しています。

○歳入

(単位:百万円)

										· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ロ/J11/
区	分	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
	<i>J</i> J	(平成 16)	(平成 17)	(平成 18)	(平成 19)	(平成 20)	(平成 21)	(平成 22)	(平成 23)	(平成 24)	(平成 25)
	地方	3,307	3, 348	3, 392	3, 704	3, 684	3, 497	3, 414	3, 353	3, 379	3, 395
	地方譲与		389	517	269	257	243	235	229	214	204
狭義一般財	源 普通交付	2 8, 106	8, 341	8, 310	8, 084	8, 581	8, 756	9, 437	9, 627	9,603	9, 402
	特別交付	党 895	849	811	720	771	801	838	855	825	790
	小	+ 12,628	12, 927	13, 030	12, 777	13, 293	13, 297	13, 924	14, 064	14, 021	13, 791
	交 付 金	372	508	242	222	528	499	497	468	428	438
交付金	合併推進交付金	₹ 300	150	400	350	_	_	_	_	_	-
	小 計	672	658	642	572	528	499	497	468	428	438
分担金·	負担金	157	155	167	170	161	161	200	216	195	164
使用料•	手数料	650	620	541	482	484	467	510	509	506	489
国庫支出	金	1, 639	1, 298	1, 179	1, 240	1,570	2, 954	3, 695	2,088	2, 424	1,816
都道府県	支出金	1, 937	2, 184	1, 998	1,618	1, 339	1,604	1, 798	1,707	1,674	1,722
財産	収 入	43	29	28	98	35	56	71	44	91	99
寄 附	金	-	_	14	4	1	8	5	2	4	5
繰入	金	988	596	840	550	264	393	281	79	167	308
繰 越	金	598	252	454	214	152	247	298	533	470	471
諸 収	諸 収 入		262	238	583	234	242	258	319	287	198
その	その他		_	_	_	_	_	_	_	_	-
地方	債	5, 647	3, 195	3, 053	3, 100	1, 330	1, 595	3, 928	2, 416	6, 022	3, 422
合	計	25, 305	22, 176	22, 184	21, 408	19, 391	21, 523	25, 465	22, 445	26, 289	22, 923

(単位:百万円)

							\ 1 I=	🗆 /3/13/
区	区 分			2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	合 計
狭義一般財源		地方税	3, 420	3, 357	3, 396	3, 369	3, 355	51, 370
		地方譲与税	194	202	198	198	198	3, 867
		普通交付税	9, 109	8, 481	8, 468	8, 177	7, 900	130, 382
		特別交付税	794	773	750	750	750	11,972
		小 計	13, 517	12, 813	12,812	12, 494	12, 203	197, 591
	7	交 付 金	472	745	707	707	707	7, 540
交付金	合信	并推進交付金	_	ı	ı	_	_	1, 200
	小	計	472	745	707	707	707	8, 740
分担金・	負担	金	196	239	147	145	149	2,622
使用料・	手数	料	464	428	418	418	424	7, 410
国庫支出	金		1, 709	1,726	2,027	2, 052	2, 037	29, 454
都道府県	支出	金	1, 580	1, 589	1, 397	1, 483	1, 445	25, 075
財 産	収	入	150	140	124	124	124	1, 256
寄 附		金	3	6	19	40	40	151
繰入		金	315	303	400	707	332	6, 523
繰 越		金	336	282	343	-	-	4,650
諸 収	諸 収 入			212	207	213	214	4, 046
その		他	_	-	-	_	_	-
地方		債	2, 161	1, 367	1, 758	2, 358	2, 621	43, 973
合		計	21, 136	19, 850	20, 359	20, 741	20, 296	331, 491

○歳出

(単位:百万円)

											(+14.	
区	分		2004 年度	2005 年度	2006年度	2007年度	2008 年度	2009 年度	2010年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度
			(平成 16)	(平成 17)	(平成 18)	(平成 19)	(平成 20)	(平成 21)	(平成 22)	(平成 23)	(平成 24)	(平成 25)
	人件	費	4, 655	4, 412	4, 336	4, 124	4, 131	4, 194	4, 217	4, 384	4, 190	3, 941
義務的	扶 助	費	1, 597	1, 628	1,644	1, 729	1,752	1,865	2, 201	2, 333	2, 297	2, 266
経費	公債	費	3, 878	3, 929	3, 980	3, 881	4, 090	4, 151	3, 771	3, 667	3, 542	3, 786
	小	計	10, 130	9, 969	9, 960	9, 734	9, 973	10, 210	10, 189	10, 384	10, 029	9, 993
物件	費		3, 025	3, 042	2, 752	2, 780	2, 602	2, 794	2, 751	2, 974	2, 981	2, 979
維持補	修費		196	206	208	197	188	281	165	199	115	129
補助費	等		1, 759	1, 682	1,636	1, 649	1,623	2, 393	1,897	1, 679	1,614	1, 645
その	他		6, 376	2, 676	2,872	2, 827	2, 908	3, 027	3, 221	3, 316	3, 720	3, 673
投資的	経費		3, 353	3, 938	4, 442	3, 920	1, 651	2, 369	6, 359	3, 074	6, 958	3, 769
合	計		24, 839	21, 513	21,870	21, 107	18, 945	21, 074	24, 582	21, 626	25, 417	22, 188

(単位:百万円)

	区	分	•		2014 年度 (平成 26)	2015 年度 (平成 27)	2016 年度 (平成 28)	2017 年度 (平成 29)	2018 年度 (平成 30)	合 計
		人	件	費	3, 985	3, 893	3, 920	3, 873	3, 793	62, 048
義務	的	扶	助	費	2, 479	2, 510	2, 806	2, 516	2, 517	32, 140
経	費	公	債	費	3, 770	3, 284	3, 507	3, 725	3, 715	56, 676
		小		計	10, 234	9, 687	10, 233	10, 114	10, 025	150, 864
物	件	費			3, 108	3, 189	3, 291	3, 232	3, 133	44, 633
維持	補	修	費		205	200	209	209	209	2, 916
補助	費	等			1, 688	1, 647	1, 466	1,884	1, 545	25, 807
そ	の	他			3, 188	3, 230	3, 326	2, 799	2, 683	49, 842
投資	的	経	費		1, 932	1, 261	1,834	2, 503	2, 701	50, 064
合			計		20, 355	19, 214	20, 359	20, 741	20, 296	324, 126